北海道

北海道森林づくり基本計画

平成２９年３月

北　海　道

目　　次

第１　計画策定の考え方　１
　１　計画策定の趣旨　１
　２　計画の位置付け　１
　３　計画策定の手法　１
　４　計画の期間等　１

第２　森林づくりに関する基本的な方針　２
　１　森林づくりを取り巻く情勢　２
　２　施策推進の基本的な方向　６
　３　施策を展開するに当たっての留意事項　８

第３　計画の目標　９
　１　基本的な考え方　９
　２　長期的な目標　９

第４　施策の展開方向　１６
　１　森林資源の循環利用の推進　１６
　１－１　森林の整備の推進及び保全の確保　１８
　１－２　林業の健全な発展　２１
　１－３　木材産業等の健全な発展　２３
　２　木育の推進　２５
　２－１　道民の理解の促進　２６
　２－２　青少年の学習の機会の確保　２７
　２－３　道民の自発的な活動の促進　２８
　３　山村地域における就業機会の確保等　２９
　４　森林づくりに関する技術の向上　３０
　５　道民の意見の把握等　３１
　６　道有林野の管理運営　３２

第５　連携地域別の森林づくりの取組方向　３４
　１　道央広域連携地域　３４
　２　道南連携地域　３６
　３　道北連携地域　３９
　４　オホーツク連携地域　４１
　５　十勝連携地域　４３
　６　釧路・根室連携地域　４５

第６　計画の推進体制　４８
　１　推進体制　４８
　２　推進管理　４８

（資料編）
　用語解説　４９

第１　計画策定の考え方

１　計画策定の趣旨

「北海道森林づくり基本計画」（以下「基本計画」とします。）は、「北海道森林づくり条例」（平成 14 年北海道条例第４号。以下「条例」とします。）の第９条の規定に基づき、百年先を見据えた森林づくりに関する施策を総合的かつ計画的に推進するために策定するものです。

道民をはじめ、森林所有者、事業者に対しては、この基本計画に則した自主的・積極的な取組を期待します。

２　計画の位置付け

基本計画は、中長期的な視点に立って、条例の目的を実現するために森林づくりに関する長期的な目標及び施策の基本的事項を示すものであり、北海道総合計画に沿った特定分野別計画として位置づけられています。

３　計画策定の手法

基本計画の策定に当たっては、条例の規定に基づき、北海道環境基本計画との調和を保ち、水産業や景観づくりに配慮するとともに、道民の方々の意見や、北海道森林審議会の意見を聞いて策定しています。

４　計画の期間等

基本計画は、平成 29 年度から 38 年度までの 10 年間を計画期間とし、社会情勢の変化等に適切に対応していくため、進捗状況を定期的に点検するとともに、５年ごとに見直しを行うものとします。

なお、基本計画は、20 年程度を見通して定めている国の森林・林業基本計画との整合性を考慮するとともに、北海道総合計画に沿った計画にする必要があることから、百年先を見据えた長期的な目標の達成に向けて、今後 20 年を見通した展望のもと、当面 10 年間の施策を示しています。

第２　森林づくりに関する基本的な方針

１　森林づくりを取り巻く情勢

（1）　前基本計画の目標の進捗状況

＜地域の特性に応じた森林づくり＞

前基本計画では、期待される森林の機能に応じて森林を区分し、それぞれの機能を発揮させる森林づくりをめざし、そのためには、森林所有者等が適切かつ計画的に森林の整備及び保全を行い、持続的な森林経営を確立すること、また、地域の特性に応じた多様な森林づくりを進め、二酸化炭素の貯蔵庫としての森林の機能を高めることが必要であることから、「森林の機能に基づき森林所有者等が持続的な森林経営を行う面積の割合」及び「森林の蓄積と地球温暖化防止機能」を目標の指標として設定しました。

前基本計画の策定後、持続的な森林経営の基礎となる森林経営計画の認定率は、目標の約８割に上昇しています。また、間伐や造林などが計画的に実施されたことにより、森林の蓄積と二酸化炭素貯蔵量も目標の約８割まで増加しています。

＜林業及び木材産業等の健全な発展＞

前基本計画では、造林から保育、伐採までの森林整備の円滑な推進と、産出される木材の有効利用を一体的に進め、道民生活に木材・木製品の利用が定着することをめざし、そのためには、計画的な伐採によって産出される木材を様々な分野で利用する取組を進める必要があることから、「森林づくりに伴い産出され、利用される木材の量」を目標の指標として設定しました。

前基本計画の策定後、木材需要量が減少傾向で推移する中、指標に対する実績は概ね順調に推移しています。

＜道民との協働による森林づくり＞

前基本計画では、道民の誰もが森林を大切にする心を持ち、森林づくりに参加を望めば、いつでも、どこでも、様々な森林づくり活動に参加できることをめざし、そのためには、植樹・育樹の取組に加え、森林環境学習への参画や木材利用に対する理解の醸成に努め、木育を通じた道民との協働による森林づくりを進めることが必要であることから、「木育の理念を基本とした道民との協働による森林づくりの参加者数」を目標の指標として設定しました。

前基本計画の策定後、植樹・育樹活動への参加者数は減少傾向にありますが、木工体験や森林環境学習などの参加者数が増加しており、指標に対する実績は順調に推移しています。

（2）　森林づくりの動向

＜林業・木材産業を取り巻く世界情勢＞

世界の木材消費量は、近年、世界経済の成長を背景として緩やかに増加しており、平成 26 年の産業用丸太の消費量は約 18 億３千万 m^3／年となっています。

また、世界の木材輸入量は、平成 26 年の産業用丸太では１億４千万 m^3 で、このうち中国の輸入量

は経済発展に伴い増加しており、10 年前は３千万 m^3 でしたが、現在は５千万 m^3 に達しており、世界の輸入量の４割弱を占めています。

一方、世界の木材輸出量は、平成 26 年の産業用丸太では１億３千万 m^3 となっており、このうちロシアの輸出量は２千万 m^3 で、平成 19 年以降の丸太輸出税引き上げにより、10 年前の４千万 m^3 と比較し大きく減少していますが、依然として世界一の輸出国となっています。

このような中、関税の削減・撤廃を含む幅広い分野での新しいルールの構築をめざした環太平洋パートナーシップ（ＴＰＰ）協定の発効に向けて、平成２８年に協定の参加国である我が国も正式に署名を行いました。このような貿易自由化の流れは世界的な潮流として今後も加速していくことが見込まれており、道内の林業・木材産業についても、国際競争力の強化が課題となっています。

さらに、平成 27 年の「気候変動枠組条約第 21 回締約国会議（ＣＯＰ21）」で採択された「パリ協定」を我が国は平成 28 年に批准しており、温室効果ガスの吸収源・貯蔵庫としての森林の機能の保全や強化が求められるなど、地球温暖化対策に貢献する森林の重要性が一層高まっています。

＜国の政策の動き＞

我が国の人工林は、約半数が 50 年生以上の高齢級に達しており、造林・保育による資源の育成期から、利用期へと移行しつつある中、国産材（用材）の供給量は、平成 14 年の１千 608 万 m^3 を底として近年増加傾向にあり、平成 27 年には２千 180 万 m^3 で、全国の木材自給率は 33%となっています。

こうした中で、国では、少子高齢化が進む中で、経済成長を取り戻し、地方創生を進めるため、平成 25 年６月に策定した「日本再興戦略」や、平成 26 年 12 月に策定した「まち・ひと・しごと創生総合戦略」に「林業の成長産業化」を明確に位置づけています。

また、平成 28 年５月に改定した「森林・林業基本計画」に、「資源の循環利用による林業の成長産業化」を位置づけており、地球温暖化対策や生物多様性保全など、森林の有する公益的機能の発揮に配慮しながら、「原木の安定供給体制の構築」や「木材産業の競争力強化」、「新たな木材需要の創出」を推進するとともに、持続可能な社会の構築に向けて、森林・林業の役割や木材利用に対する国民理解を促進することとしています。

さらには、平成 28 年４月、森林法や森林組合法等を一部改正し、伐採後の造林の状況報告を森林所有者等に対して義務づけたほか、森林組合が積極的に森林経営事業を実施できるよう要件等を見直すなど、林業の成長産業化に向けた関連法令の整備も併せて行われています。

このほか、平成 28 年６月策定の「経済財政運営と改革の基本方針 2016」において、森林環境税（仮称）の創設に向けた検討を明記するなど、森林整備のための継続的かつ安定的な財源の確保に向けた取組が進められています。

＜本格的な利用期を迎えた道内の人工林＞

本道の林業・木材産業は、天然林資源を主体として活用し、発展してきましたが、近年、カラマツに加えトドマツも利用期を迎えており、現在、人工林材は伐採される木材の９割を占めるようになっており、人工林資源を有効に活用する取組は、森林の有する多面的機能の持続的な発揮を促進するとともに、山村地域の活性化にも大きく貢献しています。

＜森林づくりに関する関心の高まり＞

平成 19 年に苫小牧市で開催された全国植樹祭や、環境をテーマとして平成 20 年に開催された北海

道洞爺湖サミットなどを契機として、近年、道民参加の森林づくりや環境問題に対する関心が高まりつつあります。

道では、北海道発祥の「木育」の普及に向けて、地域の木育活動に関するアドバイザーやコーディネーターの役割を担う木育マイスターの育成などを進めるとともに、道民との協働による森林づくりのためのフィールドの確保や情報・技術提供等の活動支援を進めてきました。

これらにより、企業やＮＰＯなどの民間、国や市町村、教育関係機関など、多様な主体による木育活動が広まりつつあります。

＜北海道森林づくり条例の改正＞

道では、百年先を見据えた森林づくりを進めていくため、平成 14 年に、全国に先駆けて「北海道森林づくり条例」を制定し、森林づくりに関する基本理念や、道と森林所有者の責務、さらには施策の基本事項などを条例に定め、森林づくりに関する施策を総合的、計画的に推進しています。

こうした中、近年、人工林を主体とした木材需要の増加に伴い、道産木材の自給率も全国の 2 倍に相当する約 6 割に達するなど、林業・木材産業への期待が高まっています。一方で、木育については、10 年間の取組による一定の成果が見られるものの「木育を知っている道民の割合」は低位な状況にあるため、道民に広く木育の理念が共有され、森林づくりに関する理解の醸成、道民の自発的な活動の促進等を図るための環境づくりが求められています。

このため、トドマツやカラマツなどの人工林資源が利用期を迎えていることを踏まえ、平成 28 年に、「森林資源の循環利用の推進」や「木育の推進」を柱に条例を改正し、「林業事業体の育成」、「地域材の利用促進」といった川上から川下に至る施策を一体的に推進することとしています。

（3）本道の森林づくりの基本的な課題

本道の森林は我が国の森林面積のおよそ 4 分の 1 を占めており、地球温暖化の防止や生物多様性の保全など、21 世紀が抱える地球規模の環境問題に対してその果たすべき役割は一層大きくなっています。

このような中、本道の森林づくりを進めていく上では、次の事項が基本的な課題となっています。

＜森林の有する多面的機能の発揮に向けた森林づくり＞

林業・木材産業の持続的な発展を図るためには、その基盤である森林を将来にわたり適切に維持・管理していくことが重要であり、森林法に基づく森林計画制度の的確な運用や、国の政策や予算の活用などにより、計画的な伐採はもとより、伐採後の着実な再造林を実施する体制づくりが急務となっています。

また、地球温暖化問題や頻発する自然災害、水資源の保全への関心の高まりなどから、二酸化炭素を吸収・固定する働きや山崩れ・洪水などの災害を防止する働き、水を貯え、浄化する働きなど、森林に対する道民の期待は高まっています。北海道の豊かな森林を将来に継承していくためには、アイヌ民族や先人たちが自然から学び取った様々な知恵を活かしながら、森林の有する多面的機能の発揮に向けた森林づくりを進めることが必要です。

＜森林づくりを支える林業・木材産業の展開＞

人と環境に優しい木材を様々な分野で利用し、その収益を森林の整備や保全に再び向ける森林資源の循環利用を進めるためには、森林施業の集約化や低コスト化などにより、原木の安定的な供給体制を構築し、道内で産出・加工された地域材の利用を一層推進することが必要です。

一方で、道内の木材需要は、少子高齢化などによる住宅着工戸数の減少や紙需要の減退などにより、大幅な増加が見込めないことから、付加価値の高い住宅分野などで地域材のシェアを高めていくとともに、新たな需要を喚起することが必要です。

特に、ＣＬＴは、製材を繊維方向が直交するように貼り合わせた建築材料で、強度や断熱性、施工性等が優れた建材として期待されており、カラマツやトドマツの道産ＣＬＴの早期実用化に向けた取組を加速することが重要です。

また、木質バイオマスのエネルギー利用については、ボイラーなどの熱利用に加え、大規模な木質バイオマス発電施設が稼働しており、需要の増加に適切に対応するとともに、既存の利用に影響を及ぼさないよう、林地未利用材の安定供給体制を確立することが必要です。

さらに、道内では、造林や種苗生産などの林業の担い手が減少しており、若年層をはじめ人材の育成・確保が急務となっていますが、林業は、急峻な地形や炎天など厳しい労働環境下での危険を伴う作業が多く、労働災害の発生頻度が高いことなどから、労働安全衛生対策を積極的に進めるとともに、林業労働者を安定的に雇用し、適切な森林施業と原木の安定的な供給体制の構築を担う林業事業体の育成と経営体質の強化を図ることが必要です。

こうしたことから、林業・木材産業の健全な発展に向けて、地域材の利用の促進と、これを下支えする林業事業体の育成や担い手の育成・確保を図ることが必要です。

＜道民の参加･協力による森林づくり＞

木育とは、森林や木材にふれ、親しむことを通じて、人と森林との関わりを主体的に考えることができる豊かな心を育むことであり、道では、子どもをはじめとするすべての人が、森や木の働きなどについての理解を深め、豊かな感性と思いやりの心を育む人づくりと、人と森林や木材が深い絆で結ばれる「木の文化」が息づく社会をめざしています。

木育は、木製遊具で遊ぶことや木工作、植樹や育樹、森林環境教育など多様であり、木の道具を使うこと、木や森の活動を経済的に支援することなど、あらゆる世代の人が日常の暮らしの中でも可能な取組です。

道では、木育マイスターの育成を進め、平成 29 年 1 月現在、200 人の方を認定しています。木育マイスターが全道各地で活躍することで、子育て支援、デザイン、建築、福祉分野など、様々な分野との連携により、これまで森林づくりとの接点がなかった道民の木育への関心が高まることが期待されます。

一方で、木育の認知度は平成 24 年度の 27%から平成 28 年度に 40%となっているものの、森林づくりを道民全体で支える気運を高めるために、北海道で生まれ、定着しつつある木育の活動を全道に広げ、木育の取組を通して森林づくりへの道民の関心を一層高めることが必要です。

また、木育活動を実施するにあたっては、対象者を明確にし、理解度やニーズに応じてコンセプトをわかりやすく伝えるための木育のプログラムを企画、実施するなどの取組が必要です。

さらに、木育を道民運動として定着させていくためには、道単独の取組によることなく、木育マイスター、企業やＮＰＯなどの民間、国や市町村、教育関係機関など多様な主体との連携を進めることが必要です。

こうしたことから、裾野を広げる木育活動、理解度やニーズに応じた木育活動、多様な主体の参画による木育活動を推進し、森林づくりに対する道民の理解の促進、青少年の学習の機会の確保、道民の自発的な活動の促進を図ることが必要です。

２　施策推進の基本的な方向

条例第３条では、「地域の特性に応じた森林づくり」、「林業及び木材産業等の健全な発展」、「道民との協働による森林づくり」を森林づくりに関する基本理念として定めています。

近年の森林づくりの動向、課題を踏まえ、「地域の特性に応じた森林づくり」、「林業及び木材産業の健全な発展」を実現するために「森林資源の循環利用の推進」を、また、「道民との協働の森林づくり」を実現するために「木育の推進」を、施策推進の基本的な方向とします。

（1）　森林資源の循環利用の推進

森林の有する多面的機能を持続的に発揮するために、森林づくりと産出される木材の利用を循環的に行う「森林資源の循環利用」を推進し、「植えて育てて、伐って使って、また植える」川上から川下に至る一体的な取組の定着を図ります。

多面的機能の持続的な発揮に向けた森林の整備・保全

森林の有する多面的機能を持続的に発揮する望ましい森林の姿に誘導するため、自然条件や社会的条件を踏まえ、発揮を期待する機能に応じた森林の整備・保全を進めます。

計画的な森林整備と木材の安定供給・利用促進の一体的な推進

森林資源の循環利用を確立するためには、

① 森林資源を適切に維持・管理し、持続的な活用を図るための着実な再造林
② 木材加工工場等で原料として使用する原木の安定的な供給体制の構築
③ 今後増大する造林などの森林施業を着実に実施するための林業事業体の育成及び人材の育成・確保
④ 利用期を迎えた森林資源を有効に利用するための地域材の利用の促進及び木材産業の競争力の強化

に重点的に取り組む必要があり、これらの課題解決に向けて、川上から川下までの施策を一体的に推進します。

（2）木育の推進

森林づくりに関し、道民の理解の促進、青少年の学習の機会の確保、道民の自発的な活動の促進を図り、森林づくりを道民全体で支える気運を高めるため、北海道で生まれ、定着しつつある木育の活動を全道に広げます。

木育の活動を全道に広げるためには、「木育マイスターと連携した木育活動」、「子育て世代とその子どもに対する木育活動」に重点的に取り組む必要があり、これらの課題解決に向けて、総合的な施策を一体的に実施します。

子育て世代とその子どもなどを対象とした、裾野を広げる木育活動

- インターネットや情報誌など様々な媒体を活用し、情報を提供します。
- あらゆる世代の方々が森林や木材にふれあえるよう、商業施設など様々な施設で行われるイベント等、気軽に参加できる木育活動を支援します。

- 将来を担う子育て世代とその子どもを対象とした木育活動を推進します。

参加者の理解度やニーズに応じた、伝わりやすい木育活動

- イベント参加者、子育て世代とその子どもなど、様々な対象者に対して、対象者の森林や木材に対する認識や関心の度合いに応じたテーマを設定し、木育活動を実施します。

民間や教育関係機関など多様な主体の参画による木育活動

- より多くの道民の参加を促すため、木育マイスター、企業やＮＰＯなどの民間団体、国や市町村、教育関係機関など多様な主体と連携し、木育活動を実施します。

（テーマに応じた木育活動の例）

テーマ	内容	木育活動の例
森林や木材の良さを知る	体験を通じて森林や木材の良さを実感してもらうため、気軽に木や森にふれる機会を提供します。	• 森を歩きながらの自然観察イベントを開催します。 • 木のおもちゃで遊べるイベントを開催します。 • 木にふれ、木の温かみや良さを感じられるよう木製品を展示します。
森林や木材の重要性を知る	森林の働きや木材が生活に欠かせないことを理解してもらうため、森林や木材に関して学ぶ機会を提供します。	• 地域と連携して植樹祭や育樹祭を開催します。 • 学校教育や生涯学習に木育を取り込んだ活動を実施します。
林業・木材産業について知る	森林に関連する産業の現状や、地域経済に果たす役割について伝えます。	• 林業の現場や製材工場などの見学ツアーを開催します。 • 専門家による講演会やシンポジウムを開催します。 • 枝打ち体験と同時に様々な生育段階の人工林や間伐作業現場の見学会を開催します。
自発的な活動に取り組む	活動しやすい環境を整えるため、ニーズに応じたフィールドや情報の提供、活動団体とのマッチングなどを行います。	• 地域における森林づくり活動などを支援します。 • 木育マイスター等を交えた意見交換、技術交流会を開催します。 • 緑の募金、森林づくりや木育に関わる企業のＣＳＲ活動などを支援します。
様々な形で暮らしに木を活かす「木の文化」を育て、伝える	日常的に様々な用途で木が使われるよう、地材地消の意義について伝えます。	• 身近に使われている木材の産地を知るためのプログラムを提供します。 • 地域で産出される木材や山菜、キノコなど、自然の恵みを学ぶプログラムを提供します。

３　施策を展開するに当たっての留意事項

森林づくりに関する施策を展開するに当たっては、次の事項に留意します。

＜協働による森林づくり＞

条例に基づき別に定める「森林づくりを進めるための指針」を活用し、自主性や自律性を尊重しながら、道民、森林所有者、事業者、ＮＰＯ等それぞれの役割に応じた協働による森林づくりを進めます。

また、森林づくり活動に道民意見を反映させるため、道民が企画・計画段階から森林づくりに参画する取組や、様々な産業・業種が連携するなど、幅広い「協働」の取組を進めます。

＜国有林との連携＞

森林の有する多面的機能を持続的に発揮させるためには、地域の特性に応じて所管を越えた森林づくりを進めていくことが必要です。

このため、本道の森林面積の過半を占める国有林野を管理する北海道森林管理局と定期的に意見交換や連携施策の検討・調整を行うなど緊密な連携を図り、互いに協力して森林づくりを進めます。

＜市町村との連携＞

市町村は、市町村森林整備計画の策定などを通じて森林所有者や森林組合など森林整備の担い手と関わりが深く、地域の森林づくりにおける主導的な役割が求められています。

特に、市町村森林整備計画が地域の森林のマスタープランとして位置づけられ、市町村の役割が重要となっている中で、平成 28 年 4 月に改正された森林法では、森林の境界や所有者の情報などを市町村が一元的に管理するための林地台帳の整備が規定されたほか、これを支援するための地方財政措置などの充実が図られたところであり、市町村を主体とした森林の整備・管理の方向性がより明確化されたことなどから、国、道、市町村、森林組合等地域の関係者が連携・協力する体制を構築し、計画の実効性の確保に努めるなど、市町村との緊密な連携を図ります。

＜関係分野との連携＞

森林の有する公益的機能や木材の利用は、環境分野はもとより水産業や景観づくりと深い関わりを有するとともに、農業や観光、さらに、教育分野等との関わりが重要であることから、森林や木材の利用に関わる関係分野との連携を図り、効果的・効率的に施策を推進します。

＜円滑な事業の推進＞

政策評価制度に基づき、関連施策の点検評価を的確に実施することにより、事業の見直しや国への新たな事業の創設への働きかけなどを行い、円滑に取組が進められるよう努めるほか、「赤レンガ・チャレンジ事業」（ゼロ予算事業）や民間企業との協働による事業の実施など、多様な手法を用いた新たな取組の展開や道民へのサービス向上にも努めます。

第３　計画の目標

１　基本的な考え方

森林づくりの目標は、条例の基本理念の実現に向け、道民、森林所有者、事業者のそれぞれの役割に応じた取組を促すとともに、道の施策の方向を示すものです。

特に、森林づくりは、50 年、100 年といった長い期間を要することから、百年先を見据えた確固とした目標が必要です。

百年先を見据えた森林づくりに対する道民の理解を得るためには、豊かな自然に恵まれ北海道全域に広がっていた百年前の森林の姿を思い描き、森林づくりを通じて、今ある森林の百年先の姿を示すことも必要です。

このため、基本計画では、条例の３つの基本理念に沿って、

① 「地域の特性に応じた森林づくり」、

② 「林業及び木材産業等の健全な発展」、

③ 「道民との協働による森林づくり」

について、「めざす姿」を長期的な目標として描くとともに、それぞれの長期的な目標には、今後 20 年程度を見通した数値目標を設定します。

この数値目標は、道をはじめとする森林づくりの関係者の取組が円滑に進み、施策展開の効果が発揮された場合に実現可能な水準として設定します。

２　長期的な目標

（1）地域の特性に応じた森林づくり

＜長期的な目標（めざす姿）＞

百年先を見据え、地域の特性に応じた森林づくりを進めるため、自然条件や社会的条件を踏まえ、発揮を期待する機能に応じて次のとおり森林を区分し、それぞれの機能を発揮させる森林づくりを進めます。

① 水源を守る森林（水源涵養林）

② 山地災害を防ぐ森林（山地災害防止林）

③ 快適な生活環境を創る森林（生活環境保全林）

④ 生物多様性を守り、優れた文化や身近な自然とのふれあいを提供する森林（保健・文化機能等維持林）

⑤ 木材・木質バイオマスの効率的な生産を期待する森林（木材等生産林）

＜目標設定の考え方＞

森林資源の循環利用の推進により、木材の安定供給や利用促進と森林の有する多面的機能の持続的な発揮を図るため、発揮を期待する機能に応じて森林を区分し、森林施業の方法や森林を構成する樹種な

どに着目した分類（育成単層林・育成複層林・天然生林）を行って森林の整備を進める必要があります。

このため本計画では、発揮を期待する機能に応じた望ましい森林の姿と誘導の基本的な考え方を、育成複層林・育成単層林・天然生林の分類ごとに示します。

① 育成単層林

樹種や林齢が同一の樹木により構成される単層の森林。皆伐した後、再造林等により一斉に森林を更新し、計画的に間伐などの保育を実施して森林を育成します。

② 育成複層林

複層化した人工林や、施業を行った天然林など、複数の樹種や異なる林齢の樹木により構成される複層の森林。抜き伐りや帯状等の部分的な伐採を実施した後、植栽や天然力を活用した更新を行い、計画的に間伐などの保育を実施して森林を育成します。

③ 天然生林

自然の推移にゆだね、天然力の活用により成立・維持される森林。

【発揮を期待する機能に応じた望ましい森林の姿と誘導の基本的な考え方】

期待する機能に応じた森林の区分	望ましい姿	誘導の基本的な考え方
水源涵養林 **面積（H27）** **410万ha**	良質な水の安定供給や洪水の発生防止のため、ダム集水区域や主要な河川の上流、水道取水施設等の周辺に位置し、下層植生とともに樹木の根が発達することにより水を蓄える隙間に富んだ浸透・保水能力の高い土壌を有する森林。	**＜育成単層林＞** 自然条件・社会的条件が良く、木材等生産機能の発揮を同時に期待する森林では、伐採面積の縮小・分散や伐期の長期化を進めつつ、引き続き育成単層林として維持します。 その他の森林では、伐採に伴う裸地化の影響の軽減のため、帯状・群状などの部分的な伐採を実施した後、植栽による確実な更新により、育成複層林へ誘導します。 **＜育成複層林＞** 育成複層林の維持を基本とします。 **＜天然生林＞** 天然生林の維持を基本としますが、公益的機能の発揮のために継続的な保育や植栽などの施業が必要な森林については、帯状・群状などの部分的な伐採を実施した後、広葉樹の導入等により育成複層林へ誘導します。

山地災害防止林 面積（H27） 110万ha	土砂の流出や崩壊などの山地災害から道民の暮らしを守るため、集落や公共施設等の周辺に位置し、下層植生とともに樹木の根が深く広く発達して土壌を保持する能力に優れ、必要に応じ山地災害を防ぐ施設等が整備されている森林。	＜育成単層林＞ 公益的機能の継続的な発揮の観点から、間伐の繰り返し等により育成単層林を維持するか、帯状・群状などの部分的な伐採を実施した後、広葉樹の導入等により育成複層林へ誘導します。 ＜育成複層林＞ 育成複層林の維持を基本とします。 ＜天然生林＞ 天然生林の維持を基本としますが、公益的機能の発揮のために継続的な施業が必要な森林については、保育や植栽などにより育成複層林へ誘導します。
生活環境保全林 面積（H27） 10万ha	強風や、波浪、霧、積雪などの気象災害を防ぎ、騒音などの影響を緩和して道民が暮らしやすい生活環境を創りだすため、集落や農地、公共施設等の周辺に位置し、樹高が高く枝葉が多く茂っているなど様々な被害に対する抵抗力が高い森林。	
保健・文化機能等維持林 面積（H27） 100万ha	貴重な森林生態系の保全や、道民が身近な自然とふれあう場の提供、優れた自然景観の維持・形成などのため、多様な樹種や樹齢で構成され、必要に応じ保健・文化・教育活動に適した施設が整備されている森林。	
木材等生産林 面積（H27） 100万ha	林地生産力や傾斜等の自然条件や、集落からの距離など社会的条件が良く、路網が適切に整備され、木材等の生産に適した樹種・齢級構成からなる森林。	＜育成単層林＞ 自然条件・社会的条件の良い森林においては、引き続き育成単層林として確実に維持し、木材生産を積極的に行う森林として資源の充実を図ります。 それ以外の森林については、帯状または群状の伐採と植栽による確実な更新により育成複層林へ誘導します。

＜目標の指標＞

森林の区分に応じた適切な森林の整備や保全の実施により「望ましい森林の姿」へ誘導していくことが必要です。

このようなことから、「目標の指標」（平成48年度）として次の項目を設定します。

育成単層林・育成複層林・天然生林別森林面積

	平成 48 年度	（参考：平成 27 年度）
育成単層林	1,345 千 ha	1,434 千 ha
育成複層林	840 千 ha	709 千 ha
天然生林	3,356 千 ha	3,398 千 ha

＜育成単層林＞

木材等生産機能の発揮が求められる森林において、人工林の皆伐、再造林を計画的に実施します。自然条件や社会的条件の良い森林で先行的に路網を整備し、高性能林業機械との組み合わせにより効率的な木材生産を推進するため、育成単層林から産出され利用される木材の量は増加します。

公益的機能の発揮が特に求められる一部の森林は、帯状・群状などの部分的な伐採を実施した後、広葉樹の導入や植栽により育成複層林に誘導することから、面積は減少します。

＜育成複層林＞

抜き伐り等の部分的な伐採を実施した後、植栽等により更新し、間伐などの保育を計画的に実施します。公益的機能の高度発揮を図るとともに、森林づくりに伴い産出された木材の有効な活用を図ります。

育成単層林及び天然生林から誘導する森林があることから、面積は増加します。

＜天然生林＞

自然の推移にゆだね森林を維持し、公益的機能の高度発揮を図ります。

一部の森林は適切な森林施業を行う必要があるため、育成複層林に誘導することから、面積は減少します。

長期的な目標の指標「育成単層林・育成複層林・天然生林別森林面積」

木材の安定供給や利用促進と森林の有する多面的機能の持続的な発揮を図るため、発揮が期待される機能に応じて森林を区分し、森林施業の方法や森林を構成する樹種などに着目した分類（育成単層林・育成複層林・天然生林）を行って適切な森林の整備を進めることが必要

長期的な目標の指標として、20年後の育成単層林・育成複層林・天然生林の面積を示します

	H27面積			H48面積	森林づくりの考え方	
育成単層林 樹種や林齢が同一の樹木により構成される単層の森林	1,434千ha	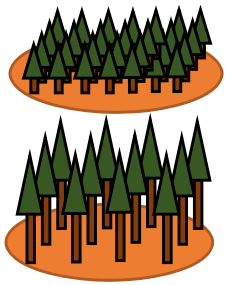 主に人工林	木材等生産機能の発揮が求められる森林 公益的機能の発揮が特に求められる森林	1,345千ha	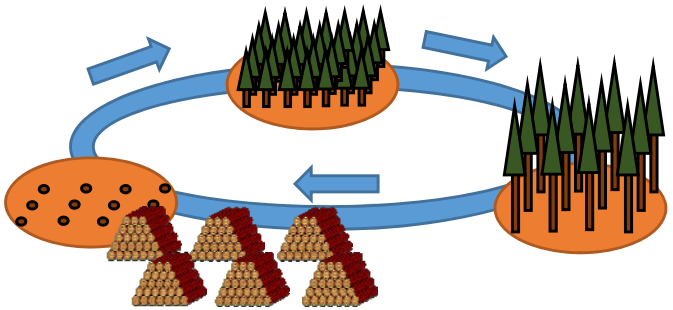 ○皆伐後、再造林により一斉に更新し、間伐などの保育を計画的に実施	**効率的な木材生産を推進** ○条件の良い森林で先行的に路網を整備 ○路網と高性能林業機械の組み合わせによる木材生産の低コスト化 木材利用量 H26:352万m³ ↓ H48:500万m³
育成複層林 複層化した人工林や、植込を行った天然林など、複数の樹種や異なる林齢の樹木により構成される複層の森林	709千ha	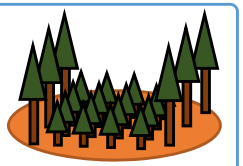 複層化した人工林 施業を行った天然林	公益的機能の発揮のため施業が必要な森林	840千ha	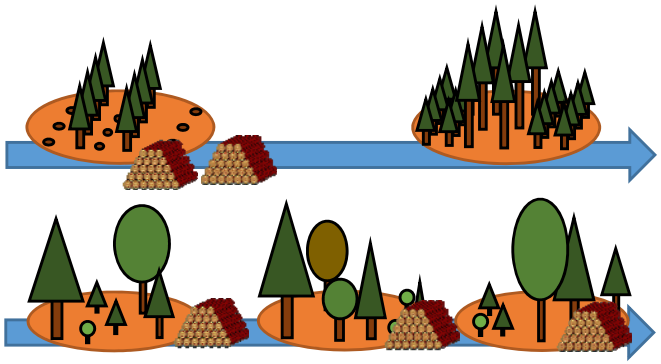 ○抜き伐り等の部分的な伐採の後、植栽等により更新し、間伐などの保育を計画的に実施	**公益的機能を高度に発揮** ○森林づくりに伴い産出された木材を有効に活用 木材利用量 H26: 44万m³ ↓ H48:100万m³
天然生林 自然の推移にゆだね、天然力の活用により成立・維持される天然林	3,398千ha	 天然林		3,356千ha	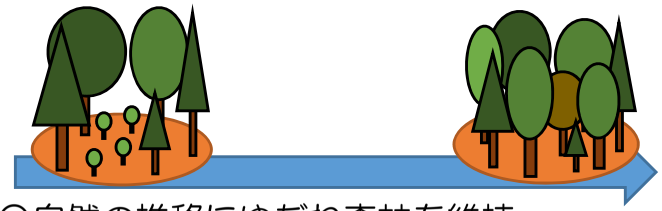 ○自然の推移にゆだね森林を維持	**公益的機能を高度に発揮**

（2）林業及び木材産業等の健全な発展

＜長期的な目標（めざす姿）＞

適切な森林管理に基づく森林づくりに伴い産出される木材を最大限に有効活用し、道民生活に木材・木製品の利用が定着することをめざします。

＜目標設定の考え方＞

森林づくりに伴い産出される木材の付加価値を高め、有効に活用することにより、造林から、保育、伐採までの森林整備のサイクルを円滑に進めることが可能となります。

林業及び木材産業等の適切な生産活動を通じて、森林の有する多面的機能が持続的に発揮されるためには、森林づくりに伴い産出される木材の住宅などへの利用や、林内に残された幹や枝などの林地未利用材の有効活用を促進することにより、身近な森林とそこから産出される木材などの「恵み」に目を向け、人と森林や木材が深い絆で結ばれる「木の文化」が息づく社会を実現していく姿を示すことが重要です。

＜目標の指標＞

林業の健全な発展は、適切な森林管理に基づく森林づくりを促進し、安定的に木材を産出することにつながります。また、木材産業等の健全な発展は、産出された木材を有効に利用することにつながります。

このようなことから、「目標の指標」（平成 48 年度）として次の項目を設定します。

森林づくりに伴い産出され、利用される木材の量 平成 48 年度：600 万 m^3 （参考）平成 26 年度：396 万 m^3

（3）道民との協働による森林づくり

＜長期的な目標（めざす姿）＞

道民との協働による森林づくりに向けて、条例で掲げる「道民の理解の促進」、「青少年の学習の機会の確保」、「道民の自発的な活動の促進」の 3 つの柱に基づく施策を展開するため、木育の全道への普及・定着を図り、豊かな感性と思いやりの心を育む人づくりと、人と森林や木材が深い絆で結ばれる「木の文化」が息づく社会をめざします。

＜目標設定の考え方＞

木育の取組は、全道各地で開催されている植樹、育樹活動をはじめ、伐採された木材の加工や木工製品の製作体験、企業が CSR 活動として取り組む森林整備など、森林や木材に関わる幅広い取組です。

森林づくりを道民全体で支える気運を醸成するためには、木育マイスターや企業、ＮＰＯなどの民間団体、国や市町村、教育関係機関などとの連携のもと、これまでの地域における取組状況などを踏まえ、木育に関する様々な取組を全道に展開し、森林や木材にふれ親しむ道民の豊かな心を育むことが重要です。

＜目標の指標＞

森林や木材に直接ふれるばかりではなく、森林の公益的機能や木材を使用することの意義などについての理解を深め、緑の募金への寄付や家庭で使用する家具などを道産木製品に変えることなども木育の

取組です。

このため、「道民の理解の促進」については、道民の暮らしの中で木育に関連する情報を得る機会の充実など、理解の醸成に向けた指標を、「青少年の学習の機会の確保」については、学校を単位とした森林環境学習や林業体験の機会の充実を図る指標を、さらに、「道民の自発的な活動の促進」では、地域における民間主体の活動を促進させるため、木育マイスターや企業、ＮＰＯなどの相互連携を進展させる指標をそれぞれ個別に設定し、道民が森林や木材を知り、学んで、活動していく取組を総合的に展開することとしています。

こうした取組の結果、木育の理念がどの程度道民に浸透しているかを把握する「目標の指標」（平成 48 年度）として次の項目を設定します。

木育に関心がある道民の割合 平成 48 年度：80% （参考）平成 28 年度：40%（道民意識調査による認知度）

第４　施策の展開方向

第２「森林づくりに関する基本的な方針」に沿って、条例第 11 条から 22 条までの項目ごとに、今後 20 年程度を見通した施策の展開方向とともに、10 年間の施策及び関連する指標を示します。

なお、「1　森林資源の循環利用の推進（条例第 14 条）」については、「1－1　森林の整備の推進及び保全の確保（条例第 11 条）」、「1－2　林業の健全な発展（条例第 12 条）」、「1－3　木材産業等の健全な発展（条例第 13 条）」に関連する施策のうち、一体的かつ重点的に取り組むべきものを示しています。

また、「2　木育の推進（条例第 18 条）」については、「2－1　道民の理解の促進（条例第 15 条）」、「2－2　青少年の学習の機会の確保（条例第 16 条）」、「2－3　道民等の自発的な活動の促進（条例第 17 条）」に関連する施策のうち、一体的かつ重点的に取り組むべきものを示しています。

1　森林資源の循環利用の推進

施策の展開方向

森林資源の循環利用の推進に向けて、着実な再造林、原木の安定的な供給体制の構築、林業事業体の育成及び地域材の利用の促進について重点的に取り組み、「森林の整備の推進及び保全の確保」、「林業の健全な発展」、「木材産業等の健全な発展」を図ります。

川上から川下に至る一体的な取組の推進

（１）　森林資源の持続的な活用を図るための着実な再造林

伐採後の着実な再造林を実施する「また植える」取組を進めます。

○　適切な森林管理体制の構築

- 地域関係者への技術的支援や森林情報の共有などにより、適切な森林管理に向けた地域関係者の連携・協力体制づくりを進めます。

○　資源の充実に向けた計画的な森林の整備

- 傾斜や林地生産力などの自然条件や集落からの距離などの社会的条件を勘案し、計画的な伐採及び再造林を進めます。
- 伐採後の再造林に必要となる優良種苗の確保と安定供給対策を進めます。
- 造林や保育の着実な実施に向け、施業の軽労化を進めます。
- エゾシカなどによる森林被害への対策を進めます。

（２）　原木の安定的な供給体制の構築

森林施業の低コスト化の推進などにより、計画的な伐採を進め、木材供給力を向上させます。

○　森林施業の低コスト化及び生産性の向上

- 森林施業プランナーによる森林施業の集約化を促進します。
- 高性能林業機械と路網の組み合わせによる現地の林況に適した作業システムの導入を促進します。

○　木材産業の競争力の強化

- 木材需要と供給のマッチングを推進します。

（３）　森林施業の着実な実施のための林業事業体の育成

森林づくりを担う人材の育成・確保や経営体質の強化により森林づくりを支える林業事業体を育成します。

○　林業事業体の育成

・ 森林組合などの林業事業体について、経営体質の強化や労働安全の向上を図ります。

○　人材の育成・確保

・ 地域の関係者によるネットワークにおいて、就業環境の改善や通年雇用化の促進などを進めます。

・ 他府県の取組を参考に、林業大学校など人材育成機関の設立に向けて、林業生産活動を支える人材育成のあり方について検討を進めます。

（４）　森林資源を有効利用するための地域材の利用の促進

建築分野をはじめとした様々な分野で地域材の需要拡大・創出を促進します。

木材加工流通体制の整備を進めるなど、木材産業の競争力の強化を図ります。

○　地域材の利用の促進

・ 公共施設はもとより住宅や事務所・店舗といった民間施設について、木造化・木質化を促進します。

・ 道産ＣＬＴの早期実用化や新技術・新製品の開発を進めるなど、新たな木材需要の創出を図ります。

・ 林地未利用材の安定的な供給体制づくりを進めるなど、木質バイオマスのエネルギー利用を促進します。

○　木材産業の競争力の強化

・ 品質・性能の確かな製品の供給体制の構築や生産規模に応じた加工・流通体制の整備を進めます。

１－１　森林の整備の推進及び保全の確保

施策推進に当たっての課題

- 森林の有する公益的機能の高度発揮を図りながら、森林資源の循環利用を着実に進めていくためには、地域関係者の連携・協力により、適切に森林資源を管理していくことが必要です。
- 森林資源の充実を図っていくためには、自然条件・社会的条件を勘案した計画的な伐採及び再造林や間伐などの森林整備を進めることが必要です。
- 北海道の豊かな森林をしっかりと将来に継承していくためには、水資源や生物多様性の保全を図るための森林の整備・保全や、身近な森林の保全を図るとともに、特に公益的機能の高度発揮が求められる森林においては複層林化・針広混交林化を進めるなど、多様で健全な森林を育成・保全していくことが必要です。
- 道民の安全で安心な暮らしを守るためには、治山事業による国土の強靱化や保安林の適切な管理を進めることが必要です。

施策の展開方向

地域の特性に応じた森林の整備及び保全の確保を図るため、適切な森林管理体制を構築するとともに、資源の充実に向けた森林の整備や、多様で健全な森林の育成・保全、事前防災・減災に向けた治山対策を推進します。

適切な森林管理体制の構築

（１）　地域の特性に応じた森林計画の策定及び実行管理

- 森林の有する多面的機能を持続的に発揮させるため、発揮を期待する機能に応じた適切な森林の区分を行うなど、地域の特性に応じた森林計画の策定を進めます。
- 市町村森林整備計画の策定・実行管理等の林務行政を担う市町村への技術的支援などにより、森林資源の適切な管理を図るための地域関係者との連携・協力を進めます。

（２）　森林経営計画による適切かつ計画的な森林施業の推進

- 森林経営計画の作成・実行管理等を担う森林施業プランナーへの技術的支援などにより、地域関係者との連携・協力による適切な森林経営計画の作成を促進し、計画的な森林の管理・整備を進めます。

（３）　適切な森林の管理に資する森林情報の整備

- リモートセンシングやクラウドなどの ICT 技術の活用、森林所有者情報の正確な把握や森林境界明確化の促進などにより、森林情報の精度向上や情報共有体制の構築を進めます。
- 市町村が主体となった森林管理体制の構築に向けて、市町村の林地台帳の整備・活用に対する支援を行います。

（４）　森林所有者等への普及指導の推進

- 適切な森林管理を進めるため、森林所有者等に対する技術・知識の普及指導を進めます。

（５）　森林認証制度の普及

- シンポジウムや意見交換会の開催等により、FM 認証やＣｏＣ認証の取得を促し、環境に配慮した持続可能な森林経営の定着を促進します。

資源の充実に向けた計画的な森林の整備

（６）　計画的な伐採及び再造林の実施

- 持続的な資源の活用を図るため、傾斜や林地生産力などの自然条件や集落からの距離などの社会的条件が良い人工林において、多面的機能の確保に配慮した伐採を推進するとともに、伐採後の着実な再造林を進めます。

（７）　優良な種子や苗木の安定的な供給

- クリーンラーチなどの遺伝的に優れた苗木の増産を図るため、生産者の育苗技術の向上のための技術開発・普及を進めます。
- 成長や形質などに優れた母樹を育成し、優良な種子を安定的に確保するため、国有採種園との連携を強化するとともに、民間の採種園整備に対する支援や道有採種園の再編・整備を進めます。

（８）　間伐などの適切な保育の実施

- 森林の多面的機能の発揮を図るため、人工林の下刈りや除伐、間伐等の保育を適切に進めます。
- 広葉樹の資源把握を進めるとともに、広葉樹材の利用も見据え、必要に応じ、更新補助作業や間伐など天然林施業を進めます。

（９）　造林や保育の軽労化

- 地拵えや植え付け、下刈りに係る労働環境を改善するため、機械作業の促進など、作業の効率化・軽労化を進めます。
- 植栽コストの低減が期待されるコンテナ苗について、利用の拡大に向けた取組を進めます。

（１０）森林施業の基盤となる路網の整備

- 森林施業の集約化を図るため、国有林などと連携し、丈夫で簡易な路網の整備を進めます。
- 路網の長寿命化を図るため、設置後一定期間を経過した林道橋梁の点検・診断を進めるとともに、計画的に改良・補修を実施します。

（１１）森林被害への対策の実施

- エゾシカによる森林被害の軽減を図るため、「北海道エゾシカ管理計画」に基づき、国有林など地域の関係機関と連携を図りながら、総合的な被害対策を進めます。
- エゾヤチネズミやカラマツヤツバキクイムシなどによる病虫獣害の発生状況や強風による倒木などの被害状況を早期に把握し、防除対策、復旧対策を進めます。

多様で健全な森林の育成・保全

（１２）水資源の保全に資する森林の整備・保全

- 水源涵養機能の発揮を期待する森林については、市町村森林整備計画において水源涵養林に区分し、水資源の保全に配慮した森林の整備・保全を進めます。
- 水道取水施設集水域の森林や、「北海道水資源の保全に関する条例」に基づき水資源保全地域に指定している森林においては、道が独自に示した基準に基づく水資源保全ゾーンの設定や、水源涵養保安林の指定を進め、伐採に伴って発生する裸地の縮小・分散など良質な水の安定供給に配慮した森林施業を進めます。

（１３）生物多様性の保全に向けた森林の整備・保全

- 生物多様性保全機能の発揮を期待する森林については、市町村森林整備計画において保健・文

化機能等維持林に区分し、生物多様性に配慮した森林整備・保全を進めます。

- 生物多様性保全機能の発揮を期待する森林のうち、貴重な森林生態系を維持している森林については、道が独自に示した基準に基づく生物多様性ゾーン（保護地域タイプ）の設定を進め、希少な野生生物の生息・生育地に配慮した森林施業を進めるとともに、生態系として特に重要な森林の保全を図ります。
- 生物多様性保全機能の発揮を期待する森林のうち、河川や湖沼周辺に位置した森林については、生物多様性ゾーン（水辺林タイプ）の設定を進め、水辺における生物多様性の保全に配慮した森林施業を進めるとともに、濁水発生の回避を図ります。
- 渓流生態系に配慮した治山ダムの設置など、国土の保全と生物多様性の保全との両立に努めます。

（１４）森林吸収源対策の推進に向けた森林の整備・保全

- 森林吸収源対策を推進するため、間伐の推進、伐採後の着実な再造林の実施、長期間放置された森林の整備、保安林の適正な維持管理等を確実に実施します。

（１５）公益性を高める森林の育成・保全

- 人工林において間伐等の森林施業を適切に実施するとともに、奥地水源林など公益的機能の高度発揮が特に求められる森林において複層林化・針広混交林化を進め、台風などの災害に強い多様で健全な森林の育成・保全を図ります。

（１６）長期間放置された森林の整備

- 長期間放置され手入れが遅れた人工林や無立木地においては、間伐や再造林など適切な森林の整備を進め、森林の有する多面的機能の発揮を図ります。
- 森林所有者が高齢で後継者がいない、不在村であるなどの理由により、管理が行き届かない森林の整備を進めるため、経営意欲のある者への林地流動化を進めるとともに、地域の実情を踏まえながら、森林組合による林地の取得や公有林化を進めます。

（１７）身近な森林の整備・保全

- 森林の無許可開発の早期発見やゴミの不法投棄の未然防止、林野火災の予防強化などのため、地域と連携して森林パトロール等の保全対策を実施します。
- すぐれた自然美を構成している森林や地域の名所、旧跡の風致の保全上重要な森林、農地等と一体となった地域固有の景観を構成している森林を将来に継承するため、その森林の保全を進めます。
- 多様で健全な森林を育成・保全するため、地域の森林づくりの指標となる試験林、展示林等の整備・保全を進めます。

事前防災・減災に向けた治山対策の推進

（１８）山地災害対策の推進

- 道民の安全で安心できる暮らしを守るため、治山事業による国土強靱化の取組を進めます。
- 豪雨、地震等による山地災害発生箇所の早期復旧対策を進めるとともに、山腹崩壊や土石流等が発生するリスクの高い山地災害危険地区において、重点的な予防対策を進め、山地災害の防止・軽減に努めます。
- 山地災害の未然防止を図るため、治山パトロールなど危険地区の巡視を行うとともに、山地災

害が発生するおそれのある箇所の情報を地域住民へ提供することにより、迅速な避難に役立ててもらうなど、地域の警戒避難態勢の充実に資する取組を進めます。

（１９）保安林の適正な維持管理

- 保安林の有する公益的機能の維持増進により道民の豊かなくらしの実現を図るため、保安林のきめ細やかな指定や適正な管理に努めます。
- 老朽化が進む既存の治山施設について、予防保全型維持管理・更新により、インフラ長寿命化対策を推進します。
- 津波から地域住民の生命・財産を守るため、海岸防災林の整備を進め、津波に対する減災機能の強化を図ります。
- 高齢で過密化した防風保安林の整備を進め、保安林機能の持続的発揮を図ります。

（参考）関連指標（平成 38 年度）

- **森林の蓄積と地球温暖化防止機能**
  蓄積 835 百万 m^3 炭素貯蔵量 329 百万 t-C 相当
  （平成 27 年度　蓄積 782 百万 m^3　炭素貯蔵量 310 百万 t-C 相当）
- **森林所有者等が生物多様性の保全のために特に森林の整備・保全を行う面積**
  11 万 ha（平成 26 年度：7 万 ha）
- **森林の機能に基づき森林所有者等が持続的な森林経営を行う面積の割合**
  83%（平成 27 年度：71%）
- **周辺の森林の山地災害防止機能等が適切に発揮された集落数**
  4,701 箇所（平成 27 年度：4,531 箇所）

1－2　林業の健全な発展

施策推進に当たっての課題

- 原木を安定的に供給する体制を構築するため、森林施業の集約化や作業効率の向上により生産性を高め、森林施業の低コスト化を進めることが必要です。
- 安全かつ森林の有する多面的機能の発揮に配慮した森林施業を実施するため、適切な施業を行い労働安全衛生を推進する健全な林業事業体を育成することが必要です。
- 優れた知識や技術を有する人材の育成を進めるとともに、特に造林や種苗生産などの分野における林業労働者の確保・定着を促進することが必要です。

施策の展開方向

森林施業の集約化や作業効率の向上による森林施業の低コスト化を進めるとともに、安全・適切な施業を実施する林業事業体の育成、さらには、地域の森林づくりを担う人材の育成・確保を進めることにより、林業の健全な発展を図ります。

森林施業の低コスト化及び生産性の向上

（１）　施業集約化の推進

- 森林経営計画に基づく集約的な森林施業を実施するため、森林施業プランナーが行う提案型集約化施業を促進します。

（２）　森林施業の作業効率の向上

- 効率的な森林整備や木材生産を進めるため、傾斜や林地生産力などの自然条件や集落からの距離などの社会的条件が良い人工林を中心に、路網を先行的に整備します。
- 木材生産の効率化を図るため、高性能林業機械と路網の組み合わせによる現地の林況に適した作業システムの導入を促進します。
- 林業の収益性を向上させるため、造林、保育から主伐に至るそれぞれの作業の低コスト化を進め、トータルコストの低減を図ります。

林業事業体の育成

（３）　安全・適切な施業を実施する林業事業体の育成

- 労働災害を防止するため、「北海道林業事業体登録制度」について森林所有者をはじめとした幅広い方々に周知するとともに、研修会等を通じた指導により安全意識の向上やリスクアセスメントの普及を着実に進めるなど、労働安全衛生管理に努める健全な林業事業体を育成します。

（４）　林業事業体の経営力の向上

- 「北海道林業事業体登録制度」等を活用し、経営改善につながるセミナーの実施など林業事業体の経営力の強化を図ります。
- 合併等の促進により中核森林組合等の育成を進めるなど、森林組合の経営基盤の強化を図ります。
- 木材の安定供給体制を構築するため、林業事業体等に対する適切な規模の施設整備に必要な融資等の支援制度の活用を促進します。

人材の育成・確保

（５）　地域の森林づくりを担う人材の育成

- 森林・林業に関する専門的かつ高度な知識・技術を有し、市町村への技術的支援や森林所有者等への指導等を的確に実施するフォレスターの育成を進めます。
- 森林経営計画の作成や提案型集約化施業を的確に実施する森林施業プランナーの育成を進めます。
- 計画的な森林の整備を担うことができる人材を確保するため、林業の基本的な知識や資格を有するフォレストワーカーを育成し、現場管理責任者としての段階的なキャリア形成を支援するとともに、路網の整備や高性能林業機械の操作など高度な技術や専門的知識を有する技術者を育成します。
- 他府県の取組を参考に、林業大学校など人材育成機関の設立に向けて、林業生産活動を支える人材育成のあり方について検討を進めます。

（６）　林業労働者の確保・定着の促進

- 人工林資源が利用期を迎え、林業生産活動が活発化する中で、林業に就業する人材の確保と定着を図るため、地域の関係者が参画するネットワークづくりを進めるとともに、喫緊の課題となっている造林や種苗生産等を担う人材の育成・確保を図るため、下刈りなどの作業の軽労化

や通年雇用化、就業体験などの取組を促進し、若者や女性をはじめとする方々が安心して就業できる環境づくりを進めます。

- 安全で働きやすい職場づくりを進めるため、労働安全衛生の確保に必要な装備や施設の整備に支援し、林業労働者の労働環境の改善を進めます。
- 退職金共済制度の加入促進など、林業労働者の福利厚生の充実に努めます。

（参考）関連指標（平成 38 年度）

- **健全な経営を担い得る森林組合の割合**
  100%（平成 27 年度：59%）
- **林業事業体の生産性（素材生産）**
  12．9m^3／人日（平成 27 年度：7．5m^3／人日）
  （**高性能林業機械を使用した素材生産の割合**
  70%（平成 26 年度：56%））
- **新規参入者数（臨時を除く）**
  1，600 人／平成 29～38 年度の 10 年間
  （735 人／平成 23～27 年度の 5 年間）
- **森林所有者等が効率的な森林施業を行うための路網整備の水準**
  66m／ha（平成 27 年度：62m／ha）

1－3　木材産業等の健全な発展

施策推進に当たっての課題

- 森林資源の循環利用を推進するため、公共建築物や住宅をはじめとした多様な分野での地域材の需要拡大を図るとともに、道内の木材需要を見据え、道産樹種を活用したＣＬＴの早期実用化を図るなど、新たな需要を創出することが必要です。
- 森林資源を最大限有効に利用するため、林地未利用材の活用や木質バイオマスのエネルギー利用を進めることが必要です。
- 道産木材・木製品の需要に応じた安定的な供給を確保するため、品質や性能の確かな製品の供給体制の構築や、生産規模に応じた加工・流通体制の整備などを進め、木材産業の競争力の強化を図ることが必要です。

施策の展開方向

新たな需要の創出などによる地域材の利用の促進や、生産規模に応じた加工・流通体制の整備などによる木材産業の競争力の強化、さらには特用林産物の生産の振興を進めることにより、森林資源の循環利用を推進し、木材産業等の健全な発展を図ります。

地域材の利用の促進

（１）　地域材の需要拡大

- 「北海道地域材利用推進方針」に基づき、道内の森林から産出され、加工された地域材の利用

を拡大するため、公共建築物の木造化・木質化や民間事業所等への普及を促進するとともに、農畜産分野・公共土木工事などでの間伐材等の利用を進めます。

- 東京オリンピック・パラリンピック大会開催を契機として森林認証材などの道産木材の需要を拡大するため、地域の関係者が連携して商品化した、デザインや性能の優れた道産木材・木製品の道内外への普及 PR を進めます。
- 住宅分野での地域材の利用を拡大するため、工務店や設計会社等と連携し、品質等が確かな木材を利用した「北の木の家」の普及を進めるとともに、住宅のリフォームなどで地域材を活用した内装材や家具などの利用を進めます。
- 木の良さや木材利用の意義の普及啓発、合法性や産地が証明された木材の利用推進など、地域で産出された木材を地域で有効利用する地材地消の取組を進めます。

（２）　地域材の新たな需要の創出

- 道産ＣＬＴの早期実用化を図るため、「道産ＣＬＴ利用拡大に向けた推進方針」に基づき、設計技術者などへの普及ＰＲや供給体制の整備を進めるなど、道産ＣＬＴの需要の創出と供給体制の整備を着実に進めます。
- 道産木材の新たな市場開拓を促進するため、新たな製品・技術の開発の取組を進めるとともに、関係機関との連携による道産木材の輸出のあり方についての検討や、観光などの成長分野での製品の利用・普及に取り組みます。

（３）　木質バイオマスのエネルギー利用の促進

- 森林づくりに伴って産出される木材を無駄なく利用していくため、木質チップやペレット等の木質バイオマスのエネルギー利用の意義の普及啓発などにより、地域における利用の促進を図ります。
- 熱供給や熱電併給施設、発電施設における木質バイオマスの利用を促進するため、利用施設等の整備を進めるとともに、地域の関係者が連携して、既存利用に影響を及ぼさないよう適切に配慮された原料の安定的な供給体制づくりなどを進めます。

木材産業の競争力の強化

（４）　品質・性能の確かな製品の供給体制の構築

- 建築材などの付加価値の高い製品の安定供給を促進するため、品質・性能の確かな製品の生産施設や地域材の利用を拡大する加工施設等の整備に支援するとともに、企業間の連携を促進し、道産木製品の供給体制を構築します。

（５）　生産規模に応じた加工・流通体制の整備

- 大口需要者への安定供給に向けた大型工場の規模拡大や、効率的な供給に向けた複数の中小工場の連携を進めるなど、生産規模に応じた加工・流通体制の整備を促進します。

（６）　産地等の明確な道産木材・木製品の安定供給

- 合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律に基づき、森林認証制度や合法木材等証明制度を活用し、安全・安心な道産木材・木製品の安定供給を促進します。

（７）　需要と供給のマッチングの推進

- 原木の需要者や供給者、国、道、大学などからなる協議会において、原木供給及び木材・木製品の需要動向について情報の共有を図ります。

- 原木の安定的な供給体制の構築に向けて、国有林とも連携し、森林資源や木材需給の動向、間伐など事業量の公表に努めます。
- 安定的な原木供給量を確保するため、素材生産者などの供給者と木材加工や木質バイオマス利用施設などの需要者との協定の締結を促進します。

（８）　木材産業の経営の安定・強化

- 木材・木製品製造業を営む事業者の経営安定・強化のため、木材の加工や経営の高度化等に必要な融資制度の活用を促進します。

特用林産物の生産の振興

（９）　きのこ、木炭など特用林産物の生産振興

- 道産きのこの安全・安心を確保するため、生産資材の安全確認や生産履歴管理を促進します。
- 品質、生産性の向上やコスト低減のため、施設整備など生産者の取組を支援します。

（参考）関連指標（平成 38 年度）

- **道産木材自給率**
  70%（平成 26 年度：56%）
- **道産ＣＬＴの生産量**
  50 千 m^3（平成 27 年度：0m^3）
  （**CLT の原料となる道産ラミナの供給量**
  86 千 m^3 相当（平成 27 年度：0m^3））
- **木質バイオマスエネルギー利用量**
  128 万 m^3（平成 27 年度：61 万 m^3）
  （**木質ペレット利用量**
  14 千ｔ（30 千 m^3）（平成 27 年度：８千ｔ（17 千 m^3））
- **針葉樹製材のうち建築用製材の生産比率**
  43%（平成 26 年度：37%）
- **品質・性能が確かな建築材の生産比率**
  73%（平成 26 年度：58%）

２　木育の推進

施策の展開方向

あらゆる世代を対象とした取組である木育の推進に向けて、木育マイスターと連携した木育活動及び子育て世代とその子どもに対する木育活動について重点的に取り組み、「道民の理解の促進」、「青少年の学習の機会の確保」、「道民の自発的な活動の促進」を図ります。

木育の道民運動としての推進

（１）　木育マイスターと連携した木育活動

○　木育の体験を通じた普及活動

- 木育マイスターを育成し、指導力の向上を図ります。
- 道民の森や道有林等を活用した森林観察会や木工教室、商業施設など様々な施設での木育イベントを実施します。

○　国有林や教育関係機関などと連携した学習機会の確保

- 「げんきの森」等を活用した森林体験学習会などを開催します。

○　道民の自発的な活動の拡大

- 様々な得意分野を持つ木育マイスターのネットワーク化を進め、ニーズにあった木育活動を実施します。

○　道民の自発的な活動内容の充実

- 情報提供や企画提案を行うとともに、木育マイスターとのコーディネートを行います。

（２）　子育て世代とその子どもに対する木育活動

○　木育の体験を通じた普及活動

- 児童・生徒が夏休みとなる期間などに、重点的に木育活動を実施します。

○　道民の森、道有林などを活用した学習機会の確保

- 道民の森を核として、全道各地の道有林を地域の活動拠点に位置付け、学習の場としての活用を図ります。
- 木育プログラムの開発を行い、道民の森及び道有林において実施します。

○　国有林や教育関係機関などと連携した学習機会の確保

- 「げんきの森」等を活用した森林体験学習会などを開催します。
- 国や市町村等が管理する各地の自然体験施設との連携を推進します。

２−１　道民の理解の促進

施策推進に当たっての課題

- 森林や木材とのふれあいの場を設け森林づくりや木材利用に対する道民の理解の促進を図り、木育の体験を通じた普及活動を行うことが必要です。
- 効果的な木育活動を行うため、木育活動の普及にあたっての注意点や取組手順の確立など効果的に木育活動を普及するシステムを構築する必要があります。

施策の展開方向

効果的に木育活動を実施するシステムを構築し、ふれあいの機会の充実などによる木育の体験を通じた普及活動により、森林づくりや木材利用に対する道民理解を促進します。

木育の体験を通じた普及活動

（１）　道民と森林や木材とのふれあいの機会の確保

- 木育活動の指導的な役割を果たす能力を有し、自らの得意分野を活かした木育活動を実施する木育マイスターを育成し、指導力の向上を図ります。
- 道民が様々な形で木育に参加できる機会を設けるため、木育マイスターや森林インストラクターなどの指導者と協力し、道民の森や道有林等を活用した森林観察会や木工教室、商業施設な

ど様々な施設での木育イベントを実施します。

- 道民との協働の森林づくりの気運を全道に定着させるため、地域において、植樹や育樹を集中的に実施する期間を定め、国や市町村、企業やＮＰＯなどの民間、教育関係機関などと連携し、植樹祭、育樹祭などのイベントを実施します。
- 森林づくりに対する道民の理解を深めるとともに、木育活動への参加意欲を高めるため、児童・生徒が夏休みとなる期間などに、重点的に木育活動を実施します。
- 「山の日」の制定を契機として、国や市町村、企業や NPO などの民間と連携して、森林散策や自然観察会などに取り組みます。

（２）　森林や木材とのふれあいの場の整備

- 多くの道民が森林とふれあうことができるよう、森林散策を楽しめる歩道の整備や、林道の安全通行の確保など、身近な場所で気軽にふれあうことのできる森林の整備・活用を進めます。
- 道民が木材とふれあう場を確保するため、公共建築物等の木造化・木質化や木製家具・遊具等の導入を促進します。

（３）　森林や木材に関する情報の提供

- 森林づくりや木材利用に対する理解を深めるため、森林の働きや、林業・木材産業に関する情報、「木の良さ」や地域材利用の意義などについて、インターネットの活用や各種イベントを通じて、道民に提供します。

効果的な普及に向けたシステムの構築

（４）　効果的な木育活動の推進

- 効果的に木育活動を行うため、各地域の特徴的な木育の優良事例をとりまとめ、普及にあたっての注意点や、普及の場面に応じた手法や用いるプログラムの選択など、標準的な取組手順を確立します。

（参考）関連指標（平成 38 年度）

- 木育情報の充実によるホームページやＳＮＳのアクセス件数
  13，000 件（平成 27 年度：6，249 件）

2－2　青少年の学習の機会の確保

施策推進に当たっての課題

- 次世代を担う青少年の森林や林業、木材に関する関心を高め、理解を深めていくためには、道民の森や道有林などを活用し、森林の中での学習機会の確保が必要です。
- 青少年の森林に関する学習活動を効果的に進めるには、地域や学校を単位とした木育活動を実施することが有効であることから、国や市町村、教育関係機関と連携して、森林体験学習などの木育プログラムの充実を図り、木育活動を実施することが必要です。

施策の展開方向

青少年の森林を大切にする心を培うため、道民の森や道有林を活用し、国有林や教育関係機関と連

携し、木育プログラムによる森林体験学習を実施するなど学習の機会の確保を図ります。

道民の森、道有林などを活用した学習機会の確保

（１）　道民の森などの学習の場としての機能強化

- 青少年の学習の機会を確保するため、道民の森を核として、全道各地の道有林を地域の活動拠点に位置付け、学習の場としての活用を図ります。
- 森林体験学習の内容を充実させるため、木育プログラムの開発を行い、道民の森及び道有林において実施します。
- 利用者の安全確保を図るため、道民の森の各施設における長寿命化対策等を行います。

国有林や教育関係機関等と連携した学習機会の確保

（２）　青少年のための木育活動の促進

- 青少年の森林に関する学習を進めるため、森林づくりや木材の利用に対する教育関係者の理解を促進することにより、学校での森林環境教育の充実を図ります。
- 青少年への木育活動を推進するため、木育マイスター、企業やＮＰＯなどの民間、国や市町村、緑の少年団等と連携し、「げんきの森」等を活用した森林体験学習会などを開催します。
- 道民の森において開発する木育プログラムを効果的に普及するため、国や市町村等が管理する各地の自然体験施設との連携を図ります。

（参考）関連指標（平成 38 年度）

- 青少年向け木育教室等の実施割合
  29%（平成 27 年度：14%）

2－3　道民の自発的な活動の促進

施策推進に当たっての課題

- 地域における自発的な活動を促進するためには、ニーズに応じた情報発信や働きかけを行うことにより、森林づくり活動への参画を促すことが必要です。
- 民間主体の木育活動の充実を図るため、活動の場の提供や木育マイスター等の多様な主体との連携を進め、道民の自発的な活動の支援を図ることが必要です。

施策の展開方向

ニーズに応じた情報発信による自発的な活動の拡大と民間主体の木育活動の促進に資する情報提供や企画提案などによる活動内容の充実を図ることにより、道民の自発的な活動を促進する環境づくりを進めます。

道民の自発的な活動の拡大

（１）　地域における自発的な活動のための環境づくり

- 木育活動への自発的な参画を促すため、ＳＮＳやホームページなどの活用、木育事例集の発行など、ニーズに応じた情報発信を行います。
- 企業・団体等の木育活動への理解や参画を促進するため、国と連携した働きかけを行います。

- 様々な得意分野を持つ木育マイスターのネットワーク化を進め、地域からの多様なニーズに応じた木育活動を実施します。

道民の自発的な活動内容の充実

（２）　民間主体の木育活動の促進

- 企業やＮＰＯなどの民間、森林所有者、行政が一堂に会する機会を確保して、活動団体相互の情報・意見の交換を行うなど、活動の輪を広げる取組を進めます。
- 道民の自発的な木育活動の場を確保するため、道民の森や道有林のフィールドの提供、身近な里山林に関する情報提供などを実施します。
- 民間主体の木育活動内容の充実を図るため、情報提供や企画提案を行うとともに、企業やＮＰＯなどの民間、森林所有者、木育マイスター間のコーディネートを行い、多様な主体との連携を促進します。

（３）　豊かな海と森林づくり活動の促進

- 漁協女性部が地域住民と連携し、協働により取り組んでいる「お魚殖やす植樹運動」を促進します。
- 地域住民による森林づくり活動を促進するため、「北の魚つきの森」などにおける自発的な活動を支援します。

（参考）関連指標（平成 38 年度）

- 民間及び民間との協働による木育活動の数
  350 回（平成 27 年度：174 回）

３　山村地域における就業機会の確保等

施策推進に当たっての課題

- 人口減少対策が喫緊の課題となる中、森林の恵みを将来にわたり享受していくには、森林管理を担う山村地域の活性化が重要であるため、森林資源を生かした産業育成による就業の場を創出することにより、多様な就業機会を確保することが必要です。
- 山村地域の住民はもとより、都市からの移住を希望する人が快適で安心できる暮らしを確保するためには、生活環境などの整備を進めていくことが必要です。

施策の展開方向

森林づくりの担い手の生活基盤としての役割を果たしている山村地域の活性化を図るため、通年就業体制づくりや地域資源としての森林を活用した就業機会の確保とともに、生活環境の整備を進めます。

就業機会の確保

（1）通年就業体制づくりの促進

- 年間を通じた就業機会を確保するため、冬期間の仕事の確保、複数の作業に従事できる労働者の育成による就業体制づくりを進めます。

（2）地域資源としての森林を活用する産業の育成

- 森林から生産される木材や特用林産物を活用した特産品づくりや、森林・自然景観を活用した体験型ツアーなどの新たな産業づくりに向けた地域活動を支援し、若者が定住できる多様な就業機会の創出を進めます。
- 就業機会の確保と林内に残された幹や枝などの林地未利用材の活用を図るため、木質バイオマスを利用した産業を育成します。
- 都市住民との交流による新たな就業機会を創出するため、木育マイスターなどの活動への支援や地域関係者間の連携によるＵＩターンの受け入れの促進を図ります。

（3）きのこ、木炭など特用林産物の生産振興

- 道産きのこの安全・安心を確保するため、生産資材の安全確認や生産履歴管理を促進します。
- 品質、生産性の向上やコスト低減のため、施設整備など生産者の取組を支援します。

山村地域の生活環境の整備

（4）生活環境に係る施設の整備

- 山村地域を活性化し、林業就業者等や都市からの移住者等の定住化を促進するため、公共施設の木造化・木質化等を通じて必要な施設の整備を地域の特性に配慮して進めます。

（参考）関連指標（平成 38 年度）

- 通年雇用者割合
  60%（平成 27 年度：54%）

4　森林づくりに関する技術の向上

施策推進に当たっての課題

- 森林づくりに関わる道民、森林所有者、林業事業体などの多様な要請に応えるためには、試験研究機関との連携を十分に図り、研究成果を活用した森林づくりを進めていくことが必要です。
- 森林整備の推進や林業・木材産業等の健全な発展のためには、適切な森林管理や木材利用に関する技術の普及と指導が必要です。
- 地球温暖化など地球環境問題への世界的な関心の高まりに対応するためには、森林づくりに関する国際協力の推進が必要です。

施策の展開方向

森林づくりに役立つ技術の向上を図るため、試験研究機関との連携により適切な森林管理や木材利用に関する技術の普及と指導を進めるとともに、森林づくりに関する技術交流を推進します。

試験研究機関との連携

（1）試験研究及び技術開発における試験研究機関との連携

- 森林の整備の推進及び保全の確保並びに林業・木材産業等の健全な発展を図るため、持続的な森林経営、森林の有する多面的機能の持続的な発揮、身近なみどり資源の活用促進、林産物の需要拡大と高付加価値化、加工技術や生産・流通システムの高度化等に向けた試験研究や技術

開発について、試験研究機関との連携を進めます。

森林管理や木材利用に関する技術の普及と指導

（2）試験研究機関との連携による普及指導の推進

- 適切な森林管理や木材利用を促進するため、試験研究機関との連携による研究成果の地域への定着に向けた普及指導を進めます。

（3）地域関係者との連携による普及指導の推進

- 地域の多様で高度な要請に的確に対応するため、森林所有者をはじめとする川上から川中・川下に至る幅広い関係者との連携による森林づくりに関する技術・知識の普及指導を進めます。

（4）道民や企業等の地域ニーズの的確な把握と研究課題への反映

- 適切な森林管理や木材利用を促進するため、試験研究機関と連携し、道民や企業等の地域ニーズの的確な把握と研究課題への反映の取組を進めます。

森林づくりに関する技術交流の推進

（5）技術交流の推進

- 林業技術の発展を図り地球規模での環境保全に貢献するため、試験研究機関と連携し技術者・研究者の派遣・受入など森林づくりに関する技術交流や国際協力の取組を進めます。

（参考）関連指標（平成 38 年度）

- 技術の向上を目的とした研修等の取組件数
  77 回（平成 27 年度：66 回）

5　道民の意見の把握等

施策推進に当たっての課題

- 森林づくりに対する道民の意見を反映させるためには、定期的なモニター調査等により道民意見を把握するとともに、企画、計画段階から道民が参加する森林づくり活動の取組を進めていくことが必要です。
- 地域の特性に応じた森林づくりを進めるためには、道民の関心のある身近な森林の状況や様々な情報を的確に把握・収集していくことが必要です。

施策の展開方向

道民、森林所有者、事業者と情報を共有しながら、森林づくりを適切に進めていくため、森林づくりに対する道民意見を把握するとともに森林づくりに関する情報を収集します。

森林づくりに対する道民意見の把握

（1）　道民意見の把握

- 森林づくりの具体的な取組に道民意見をより反映するため、森林づくりに対する期待など道民意見の把握に努めます。
- 地域に根ざした道民意見を把握するため、総合振興局・振興局等における森林づくりに関する

現地見学の実施や意見交換会の開催を進めます。

- 森林づくりに関する相談や情報ニーズに対応するため、総合振興局・振興局等のホームページなどの活用を進めます。

（２）　森林づくり活動の企画・計画段階からの道民の参加

- 地域の特性に応じた森林づくりを推進するため、地域住民の参加による企画の立案や計画の策定を進めます。
- 企画や計画の実行段階において、道民意見の反映に努めます。

森林づくりに関する情報の収集

（３）　森林情報等の収集

- 森林の管理及び整備の基礎となる森林所有者情報や資源情報の的確な把握・管理に努めます。
- 森林づくりに関する相談や情報ニーズに対応するため、森林の働きや森林・林業・木材産業等に関する情報、道民にとって身近な景観や草花などの情報を収集します。

（参考）関連指標（平成 38 年度）

- 道民が参加する森林づくり関連事業の実施件数
  77 件（平成 27 年度：54 件）

６　道有林野の管理運営

施策推進に当たっての課題

- 道民の共通財産である道有林の多面的機能の持続的な発揮を図るためには、利用期を迎えたトドマツ等の人工林の主伐・再造林を積極的に行い、齢級構成の平準化をめざすなど、地域の特性に応じて多様で健全な森林を育成することが必要です。
- 地域の振興を図るためには、道が自ら森林を所有し管理運営する道有林の強みを活かし、道有林材の供給を通じて道産木材の需要拡大や林業事業体の育成につなげるとともに、森林の多様な利用を進めることが必要です。

施策の展開方向

道有林の多面的機能の持続的な発揮や地域の振興を図るため、森林資源の循環利用に率先して取り組むとともに、地域と一体となった森林づくりを推進します。

森林の多面的機能の持続的発揮

（１）　期待される機能に応じた森林の整備の推進

- 多様で健全な森林を育成するため、道有林全域について公益的機能の発揮を期待する森林に位置づけ、長期的な視点に立って計画的に森林の整備・管理を進めます。
- 森林の木材等生産機能をはじめとする多面的機能の持続的な発揮を図るため、効率的な施業が可能な人工林等については、主伐・再造林を積極的に行い、木材の供給量を拡大するなど森林資源の循環利用に率先して取り組みます。

（２）　森林の保全の推進

- 生物多様性の保全に努めるため、原生的な森林や希少な野生生物の生息・生育地の保護や多様でバランスのとれた森林の造成に取り組みます。
- 森林の健全性を維持・回復するため、エゾシカや病害虫等による森林被害の防止・軽減に向けた取組を進めます。
- 保安林等における森林の公益的機能を確保するため、適切な森林整備や事前防災・減災に向けた治山対策を推進します。

地域と一体となった森林づくり

（３）　地域の森林づくりの促進

- 地域の課題解決に資するため、一般民有林との共同施業・共同出荷や森林認証の取得拡大など地域と連携した森林づくりを推進します。
- 地域の林業・木材産業等の振興を図るため、森林施業の低コスト化等につながる施業方法の実証・普及を進めます。
- 道有林野事業の計画的な実施を通じて、林業事業体の経営基盤の強化につなげるなど、地域の森林整備の担い手となり得る林業事業体の育成に努めます。

（４）　道有林材の戦略的な供給

- 地域の林業・木材産業等の健全な発展に資するため、適切な森林施業を通じて生産される木材を計画的かつ安定的に供給するよう努めます。
- 道産木材の需要拡大につなげるため、木材加工業者等と協定を締結し、計画的に木材を供給する「協定販売」を一層推進します。

（５）　森林の多様な利用の推進

- 道有林を活用した地域の振興を図るため、地域ニーズを踏まえ、森林レクリエーションや観光など森林の多様な利用を推進します。
- 森林づくりに対する道民の理解と参加を促進するため、木育活動の場として道有林のフィールドを積極的に提供します。

（参考）関連指標（平成 38 年度）

- 道有林における育成複層林など多様な森林に誘導する人工林の面積
  51 千 ha（平成 27 年度：37 千 ha）

第５　連携地域別の森林づくりの取組方向

本道は、地域によって自然的・社会的な条件や生活、文化などが異なり、森林づくりにおいては、それぞれの地域特性などを十分踏まえて、取組を進めることが大切です。

ここでは北海道総合計画の６つの連携地域別に、長期的な目標を掲げ、森林づくりの取組方向などを示します。

【連携地域】	（総合振興局・振興局名）
１ 道央広域連携地域	（空知、石狩、後志、胆振、日高）
２ 道南連携地域	（渡島、檜山）
３ 道北連携地域	（上川、留萌、宗谷）
４ オホーツク連携地域	（オホーツク）
５ 十勝連携地域	（十勝）
６ 釧路・根室連携地域	（釧路、根室）

１　道央広域連携地域

（1）森林・林業・木材産業等の特性と地域活動の取組

○　特色ある森林等

- 世界的な観光・リゾートエリアが形成されているニセコ周辺地域や世界ジオパークに認定された様似町の「アポイ岳」、道立自然公園の「野幌森林公園」など、観光資源として活用されている森林が数多く存在しています。
- 胆振管内及び日高管内西部では、急峻な地形に加え、脆弱な地質のため山地災害などが発生しやすい箇所が多く、また有珠山・樽前山の常時観測火山を抱えていることから、災害対策として治山事業による森林の整備・保全が進められています。
- 胆振管内では、安平町にある明治 35 年に指定された日本最古の保健保安林や、国立アイヌ民族博物館を含む「民族共生象徴空間」の整備が計画されている白老町のポロト湖周辺の自然休養林などが地域住民の憩いの場として利用されています。
- えりも町では漁業関係者などが半世紀にわたって海岸林を造成したことにより、海岸の飛砂・潮害などから農地や集落が守られるとともに、水産資源の回復が進んでいます。
- 原生的な森林を維持する日高山脈は、「日高山脈襟裳国定公園」に指定されており、国有林では森林生態系保護地域が、道有林では保健・文化機能等維持林（生物多様性ゾーン）が設定されています。

○　林業・木材産業等の特性

- 大消費地の札幌圏には、プレカット加工などの高次加工施設が、苫小牧港などの貿易港がある臨海地域には製紙工場や製材工場等が立地しています。
- 空知管内では、新たな木材乾燥技術を活用した木材乾燥施設が整備され、カラマツ芯持ち柱材が生産されています。

- 江別市及び苫小牧市に大規模な木質バイオマス発電施設が立地しているほか、各地で木質ペレットや木質チップが生産・利用されるなど、木質バイオマスの活用が盛んに行われています。
- 空知管内、後志管内及び胆振管内では、大消費地である札幌圏に近いことなどから、きのこや木炭、薪等の特用林産物の生産が盛んです。

○　地域活動の取組

- 木質バイオマス用の原料を安定供給するため、林地未利用材の効率的な搬出や低コストの集荷輸送方法の確立に向けた取組が進められています。
- 後志管内では、強度が優れる羊蹄山麓のカラマツ資源を「ようていカラマツ」ブランドとして確立するため、森林認証の取得と加工体制の整備に取り組むとともに、豪雪環境における冬季の造材作業を効率的に行うなど、生産効率の向上と輸送コストの低減化を図っています。
- 日高管内及び空知管内では、森林巡視を兼ねたホーストレッキングなどの活動を通じて、林野火災の予防やごみの不法投棄防止といった森林愛護の普及啓発などの活動を行う団体を「森林愛護騎馬隊」として認定しており、現在３団体が道有林等をフィールドに活動しています。
- 「道民の森」での森林環境教育や地域の親子を対象とした体験活動、ゴルフ場跡地への植樹活動、アオダモ資源の育成をめざした「バットの森植樹祭」など、地域住民や企業、森林ボランティア団体等の協働による森林づくりが数多く進められています。
- むかわ町内の製材工場では、森林認証材と一般材との原木の購入価格に差を設けるなど、森林認証材の普及拡大に取り組んでいます。
- 住宅分野における地域材の利用拡大を図るため、後志管内の建築関係者や林業関係者、自治体等による情報交換ネットワークとして「しりべし・くつろ木の会」が設立され、一般消費者に対する地域材の普及・ＰＲ活動のほか、住宅に地域材を利用する上での課題解決に取り組んでいます。

（2）課題と森林づくりの取組方向

○　地域の課題

- 林地台帳の活用などを通じ、所有者が不明となっている森林の適正な整備に取り組むことが必要です。
- 間伐などの手入れの行き届かない森林が依然として多い状況にあることから、森林施業の集約化、路網整備による生産コストの低減など適切な森林整備が必要です。
- 通年雇用化や就労環境の改善に向けた造林作業の軽労化を進めるなど、新規就業者の育成・確保を図ることが必要です。
- 住宅着工数の多い札幌圏にも近く、近隣地域の木材需要が期待できることから、地域材のブランド化や生産・輸送コストの低減化等を進めることにより、建築分野や木質バイオマスエネルギー利用など、地域材の利用拡大を一層促進することが必要です。
- 道民・ボランティア団体・行政・教育関係機関などとの連携強化や木育マイスターなどの人材の育成に努めるとともに、森林づくりに対する理解を深める取組が必要です。

○　森林資源の循環利用の推進

- 施業の集約化や林内路網の整備、高性能林業機械の導入等により搬出間伐や主伐の低コスト化・

高効率化、原木輸送コストの低減化を進めるとともに、伐採後の着実な造林を進めます。

- 森林の公益的機能の発揮と、効率的な木材生産の両立が可能となる新たな施業技術の確立等を目的として、試験研究機関や教育機関と連携した取組を進めます。
- 国有林、道有林、市町村有林及び私有林の所管を越え、地域が一体となった森林の整備・管理の取組を進めます。
- 林業担い手の育成・確保を進めるため、教育機関や地元の林業事業体、市町村など地域関係者のネットワーク化を進め、新規就業者の確保に向けた通年雇用化や就業環境の改善に向けた造林作業の軽労化などの取組を進めます。
- 森林施業プランナーや地域林業のまとめ役となるリーダー等の人材を育成するとともに、適切な施業を行い労働安全衛生管理に努める林業事業体の育成を進めます。
- 地域材のブランド化や加工流通体制の整備、地域関係者との連携した取組などを通じて、公共建築物や住宅用資材、土木用資材などへの利用促進を図ります。
- 地域での熱利用など、林地未利用材のバイオマスエネルギーへの利用促進に向けた取組を進めます。
- 大規模な木質バイオマス発電施設における原料の需要の増加に適切に対応するため、既存利用に影響を及ばさないよう、間伐などの森林整備に伴い発生する林地未利用材の安定的な供給体制づくりに関係者と連携して取り組みます。
- 急峻な地形などで山地災害のおそれがある箇所では、治山事業等による災害に強い森林の整備・保全を進めます。
- 石狩川水系や太平洋及び日本海沿岸地域の豊かな海と川をはぐくむとともに生物多様性の保全を図るため、野生生物の生息・生育へ配慮した森林づくりを進めます。
- 都市周辺地域や水源地域などの豊かな森林の再生・整備や、景観等にも配慮した人工林の適切な整備を進めます。
- エゾシカによる森林被害の軽減を図るため、関係者との連携のもと、捕獲や被害状況の把握などを進めます。

○　木育の推進

- 森林づくりに関する地域住民の理解の醸成を図るため、木育マイスター、企業やＮＰＯなどの民間、国や市町村、教育関係機関などと連携しながら、様々な形で道民が木育活動に参加できる取組を進めます。
- 都市住民の憩いの場となる豊かな里山づくりの一環として、平成 19 年の全国植樹祭開催地である「苫東・和みの森」をフィールドとした木育活動を進めます。

２　道南連携地域

（1）森林・林業・木材産業等の特性と地域活動の取組

○　特色ある森林等

- スギをはじめとする、主に本州で見られる樹木と、ブナ・ヒノキアスナロ（ヒバ）・サワグルミな

ど温帯性の樹木が生育しており、道南特有の森林景観を形成しています。

- 七飯町の渡島半島最高峰である横津岳は、恵山道立自然公園の拡張区域として指定され、チシマフウロやハクサンチドリなどの高山植物や湿原植物が生育しています。
- 松前町、上ノ国町の２町にまたがる大千軒岳にはブナ林や高山植生が広がっており、道の自然環境保全地域に指定されています、また、せたな町の狩場山地の国有林野にはクマゲラなどの希少な野生生物が生息・生育しており、森林生態系保護地域に設定されています。
- 江差町の砂坂海岸林などが保安林として指定されており、海岸の飛砂・潮害などから集落や農地を守っています。

○　林業・木材産業等の特性

- 北部の内陸と内浦湾沿岸部ではトドマツ、日本海側南部ではスギを主体とした森林づくりが進められています。また、檜山管内では、ヒノキアスナロなど郷土樹種の植栽も行われています。
- 森町の製材工場では、防火処理された内装材が国土交通省の認定を受けたほか、病院を木質化する内装向け製品を実用化するなど、新たな木材利用の開発に取り組んでいます。
- 八雲町ではトドマツ人工林材の集成材工場が稼働しており、間伐材の有効利用が図られています。
- 函館港ではこれまでスギ・トドマツの丸太を本州へ移出していましたが、平成 25 年頃より韓国・中国への輸出が増えています。
- 知内町では地域材を燃料としたバイオマスボイラーを設置し、夏は町民プールの温水に、冬は庁舎等の暖房に熱供給を始めているほか、地域材を使った移住促進町営住宅を建築するなど、地域材の利用促進に取り組んでいます。また、広葉樹輸入材を原料とする合単板、フローリング原板も生産されています。

○　地域活動の取組

- 「渡島みどりネットワーク」など地域の緑化ボランティア団体が連携して、地域住民等と共にスギやブナ・ヒノキアスナロなど道南特有の森林景観の保全や自然環境の形成に取り組んでいます。また、檜山管内では豊かな森・川・海を次世代に引き継ぐため、地域住民をはじめとする幅広い関係団体等の協働による森林づくりに取り組んでいます。
- 木育マイスター道南支部が中心となって、地域の観光施設や様々なイベントにおいて、木育活動が積極的に取り組まれています。
- 道南の建設業者などがＮＰＯ法人「北海道魚道研究会」を設立し、魚道の清掃活動などを通じて、河川環境の保全と回復を図る取組を行っています。
- 福島町の道有林には「ブナの森 100 年観察林」が設置されており、地域住民等が観察会などの活動を行っています。
- 江差町では、「北のひばやま倶楽部」が設立され、ヒバの植栽や下刈りなどの育樹活動が積極的に行われています。また、塗装職人によるウルシの木の植栽が行われています。
- 今金町及びせたな町では、ＮＰＯ法人「後志利別川清流保護の会」が中心となり、植樹や保育園児によるサケの稚魚の放流などの活動が、全国有数の清流である後志利別川において継続的に行われています。
- 知内町では、林業担い手の確保に向けたネットワーク組織を立ち上げ、地域の関係者が一体とな

って取り組んでいます。

（2）課題と森林づくりの取組方向

○　地域の課題

- 道南特有のスギを中心とした人工林は、本格的な利用期を迎えているものの、地元での需要が少ないことなどから、新たな需要、販路の創出を図り、ブランド力の強化に努めることが必要です。
- トドマツ人工林の一部では菌類による立木の腐朽が進行していることから、適切に世代更新することが必要です。
- 林業の成長産業化を担う林業事業体の育成を図るためには、人材の育成や林業事業体の経営力の向上を促進することが必要です。
- 地域材の利用推進を図るため、森林認証の取得、効率的な輸送方法、道外移出や輸出などについても検討していくことが必要です。
- 地材地消を推進するためには、道南スギの高次加工体制の確立や低品質材の合板材への利用、さらに木質バイオマスエネルギーへの利用を進めることが必要です。
- 地域住民等による協働の森林づくりを促進するためには、地域の森林に関する情報の提供や活動フィールドの確保を行うなど、企業やＮＰＯなどの民間等の自主的な森林づくり活動に対する積極的な支援が必要です。

○　森林資源の循環利用の推進

- 伐採後の着実な造林を進めるための、作業の軽労化・低コスト化を図ります。
- 列状間伐や路網整備等の一体的な推進による地域材の安定供給体制の構築を進めます。
- 林業担い手の育成・確保に向けて、教育機関をはじめ地元の林業事業体、市町村など地域の関係者と連携した取組を進めます。
- 公共建築物や住宅などへの地域材の利用を促進するとともに、新たな用途への利用を進めます。
- 「道南スギ」のブランド化を促進するとともに、品質・性能の確かな建築用製材、集成材、プレカット材などの供給体制の確立を図ります。
- バイオマスボイラーなど、木質バイオマスの積極的な活用に取り組みます。
- 郷土樹種であるブナ林やヒノキアスナロ林などの森林づくりを進めます。
- 横津岳、大千軒岳や狩場山地などのすぐれた自然環境や特色ある景観を形成する森林や、希少な野生生物の生息・生育地となっている森林の整備・保全を進めます。
- 駒ヶ岳周辺の火山活動に起因する山地災害を防止するため、治山施設や森林の整備を進めます。
- 日本海沿岸は強風地帯で急傾斜地が多いことから、防風・飛砂・土砂流出対策など、住民の生活や水産資源を守るための森林づくりを進めます。

○　木育の推進

- 国や市町村、教育関係機関などと連携し、「渡島みどりネットワーク」などのボランティア団体や「木育マイスター道南支部」、さらには企業やＮＰＯなどの民間が行う木育活動の支援を行います。
- 地域住民を対象に国有林・道有林を相互に活用し、森林づくりや木材利用に対する理解が深まる

取組を定期的に実施します。

３　道北連携地域

（1）森林・林業・木材産業等の特性と地域活動の取組

○　特色ある森林等

- 雄大な山岳を形成する大雪山系は「大雪山国立公園」に指定され、エゾマツやダケカンバなどの大規模な原生林が広がり、希少な野生生物等の生息・生育地となっており、自然景観の保全や生物多様性保全の森林の設定を行っています。
- 留萌管内は、優れた山岳景観と豊かで清らかな水を生み出す暑寒別山系をはじめ、長年の弛みない森林造成の取組により蘇った天売の水源林、国内随一の５万本ものオンコが広がる焼尻の原生林など、地域に欠かすことのできない希少な森林資源を有しているため、その自然環境と水資源の保全に向けた取組を進めています。
- 留萌管内は、冬季の強い季節風による厳しい気候条件などにより内陸地方に比べ生育の遅い林分も多い中、人工林の主体であるトドマツ林は、その多くが利用期を迎えています。
- 宗谷管内は、戦後の濫伐や度重なる山火事、強風等の厳しい気象条件により、健全な森林状態への回復が遅れています。

○　林業・木材産業等の特性

- 林業における施業の低コスト化を図るため、適切な森林管理を推進するとともに、路網の整備と機械化を一体的に進めています。また、地域材の利用推進を図るため、木造公共施設整備に対する支援を行っています。
- 上川管内の林業・木材産業は、豊富な天然林資源を背景に発展してきましたが、今後は、充実してきた針葉樹人工林材の用途拡大が求められていることから、建築材等の既存利用のほか、地域性を活かした家具材としての利用やエネルギーとしての活用に取り組んでいます。
- 留萌管内では、留萌流域森林・林業活性化協議会を中心に、製材工場の意向調査をはじめ、地域内での木質バイオマス利用の推進、留萌港を活用した木材の移輸出や所管を越えた共同出荷など、販路拡大に向けた取組が進められています。
- 宗谷管内では、原野化している牧場跡地を森林に復元し、森林として整備する取組が進められています。また、酪農地帯である地域特性を活かし、間伐材等を原料としたオガ粉の家畜敷料としての利用を図るなど、地場産業と連携して地元消費の拡大が進められています。

○　地域活動の取組

- 上川総合振興局に木質バイオマス推進室を設置し、林地未利用材等の木質バイオマスを安定的に供給するため、低コスト生産モデル事業や木質バイオマス発生情報提供システムの試行的な運用に取り組んでいます。また、留萌地域では木質ペレットボイラーの利用拡大に向けた取組を進めています。
- 旭川周辺地域では、林業担い手の育成・確保に向けて、旭川農業高校及び道や市町村、森林組合、林業事業体、国有林等の関係者による協議会を設置し、高校生インターンシップの促進や、造林

作業の軽労化など関係者と連携して取り組んでいます。

- 上川管内では、企業やＮＰＯ、市民ボランティアによる森林づくり活動や、木育マイスターによる体験イベントの開催など、民間主体による木育の取組が活発になっています。
- 留萌管内の「留萌みどりづくりネットワーク」や宗谷管内の「地球温暖化防止・北のてっぺん緑化プロジェクト」、枝幸町の「枝幸町北の魚つきの森推進協議会」など、各地で様々な団体が植樹などの森林づくり活動を行っています。
- 森林認証取得への気運が高まる中、環境に配慮した持続可能な森林経営の促進などに向けて、森林認証に関する研修会等を行っています。

（2）課題と森林づくりの取組方向

○　地域の課題

- 森林計画制度に基づく森林資源の適切な管理を引き続き進めるとともに、木材価格の低迷などにより停滞する地域材の利用を拡大することが必要です。
- 自然公園や水資源の重要地域などに位置する針葉樹主体の育成単層林にあっては、広葉樹林化や混交林化による育成複層林への誘導・造成に向けた更新方法の検討も必要です。
- 森林所有者の高齢化や不在村所有者の増加が進んでいる地域に対し、積極的な施業推進活動を行い、森林施業の集約化を図っていくことが必要です。
- 今後、伐採や造林などの事業量の増加が見込まれることから、優良苗木の安定的な生産や林業の低コスト化、林業労働者の育成・確保等が必要です。
- 留萌管内及び宗谷管内では、林業労働者や製材工場等が少ないことから、圏域内の事業体などとの連携を図りながら効率的な木材資源の搬出や生産される木材の有効利用を進めることが必要です。
- 広葉樹資源を活用した地域産業振興への期待が高まっていることから、広葉樹資源の利用・育成といった課題に対する取組が必要です。
- 木質バイオマスの利用促進については、安定的に供給するための仕組みを確立することが課題であるため、低コストな集荷体制の検討や関係者と連携した取組が必要です。
- 森林づくりに対する道民理解を促進し、協働による森林づくりを進めるため、木育の取組を推進していくことが必要です。

○　森林資源の循環利用の推進

- 「クリーンラーチ」や「コンテナ苗」等の優良種苗の安定供給をめざすとともに、施業の集約化や路網の整備と機械化を一体的に進めて林業の低コスト化を推進し、安定的・効率的に木材を供給できる体制整備の取組を進めます。
- 旭川周辺地域で林業担い手の育成・確保に向けた地域関係者のネットワークを構築し、新規就業者の確保、通年雇用化の促進、就業環境の改善を図るとともに、今後この取組を留萌、宗谷地域等に拡げます。
- 道北地域は農業、酪農が盛んなことから、農業用資材や公共建築物等、多様な分野で間伐材など地域材の利用を促進します。

・ 広葉樹資源の利用を促進するとともに、木質バイオマスのエネルギー利用について地域が連携して取り組みます。

○ 木育の推進

・ 教育機関等との連携を強化し、地域に適した森林環境教育を推進するとともに、道有林の積極的な活用や地域の木育イベントへの支援を通じて、森林や木材とふれあう機会の充実を図ります。
・ 木育マイスター等、木育推進の担い手となる人材の育成や相互交流を促進し、道北地域全体で民間主体による木育の取組を拡大します。
・ 留萌管内での「木育」の認知度を向上させるため、「留萌みどりづくりネットワーク」を中心とした木育活動を積極的に展開していくとともに、企業や団体などと連携した森林づくりを進めます。

4 オホーツク連携地域

（1）森林・林業・木材産業等の特性と地域活動の取組

○ 特色ある森林等

・ 天然林は針葉樹のエゾマツ・トドマツや広葉樹のナラ・カンバ類が混在する針広混交林で、人工林は東部ではカラマツ、西部ではトドマツが主体で全道に比べ高い人工林率となっています。
・ 知床は世界自然遺産に登録され、遠音別岳は原生自然環境保全地域に指定されています。国有林野には森林生態系保護地域と「緑の回廊」が設定されており、原生的な森林やサケ・マスが産卵する河川があるほか、シマフクロウやオジロワシ、シレトコスミレなどの希少な野生生物が生息・生育しています。
・ 海岸線は、天然湖沼や自然草原が連なって独特の海浜景観を形成するとともに、カシワ林などの海岸林も残されています。

○ 林業・木材産業等の特性

・ 国有林と民有林が一体となった森林認証の取得や産出された森林認証材を使用した公共施設・住宅の普及ＰＲを行うなど、オホーツクの特色を活かした地域材のブランド化が進められています。
・ カラマツ・トドマツ・エゾマツなどの豊富な森林資源を背景として、大規模な合板工場や集成材工場、経木工場など様々な工場が立地し、木材・木製品は、食料品に次ぐ出荷額となっています。
・ 木造による畜舎などの建築や林地未利用材を活用した木質ペレットの生産など、地域材の需要を拡大するための様々な取組が進められています。
・ 流域を単位として、林業、木材産業等の幅広い関係者が連携し、適切な資源管理体制や低コストな林業経営、高付加価値製品の生産体制の構築など、森林資源の循環利用を後押しする取組を進めています。

○ 地域活動の取組

・ （一社）オホーツク森林産業振興協会では、森林認証材を中心とした地域材の利用促進に向けた普及ＰＲに取り組むとともに、管内 11 の木育関連施設が連携したバスツアーの実施や木育月間の設定など、北見市にあるオホーツク木のプラザを拠点とした、木育活動のネットワーク化を進

めています。

- 管内の森林ボランティア団体などで構成する「オホーツクみどりネットワーク」では、関係機関と連携した取組や情報の共有化を図るなど、みどりに親しむことを目的とした木育活動に積極的に取り組んでいます。
- 「オホーツクの森」（国有林）や「げんきの森」（市町村有林）など様々なフイールドを活用して、漁業協同組合、生活協同組合、森林ボランティア団体などが育樹活動や森林環境教育等を行っています。
- 斜里町では知床の「100 平方メートル運動の森・トラスト」により、開拓跡地に原生の森と生態系を再生することを視野に入れた森林づくりが続けられています。
- 網走東部・西部流域森林・林業活性化協議会では、地元林業関連団体や教育機関をはじめとした関係者による「オホーツク地域林業担い手確保推進部会」を設立し、林業担い手の育成・確保に係る情報の共有と、課題解決に向けた取組を進めています。

（2）課題と森林づくりの取組方向

○ 地域の課題

- 利用期を迎えたカラマツを中心とした道産木材の需要が高まる中、伐採跡地の拡大が懸念されているため、再造林の推進など適切な資源管理を進めることが必要です。
- エゾシカによる食害が依然として高い水準にあるため、生態系の保全や健全な森林整備のため、効果的なエゾシカの捕獲支援を含めた被害対策が必要です。
- 人工林資源の保続と原木の安定供給を図るためには、林業経営の低コスト化を早急に進めることが必要です。
- 高品質な木材製品へのニーズに対応するためには、集成材や乾燥製材を安定的に供給できる体制づくりの確立と、地域材の利用拡大を促進させるため、ブランド化や情報のネットワーク化などの取組を拡大させることが必要です。
- 木育活動の普及・定着を図るためには、道民の参加を促進するとともに、木育マイスターがそれぞれの得意分野を活かした活動が可能となるよう支援が必要です。

○ 森林資源の循環利用の推進

- 造林作業の低コスト化に向けて、低密度植栽などの取組を進めます。
- 高性能林業機械を組み合わせた効率的な作業システムの確立と普及を促進します。
- 「オホーツク地域林業担い手確保推進部会」による地域ネットワークを活用し、林業インターンシップに係る協議・検討を行うなど、若者が林業に新規参入するための取組を促進します。
- 乾燥技術の底上げや企業間の水平連携を図り、集成材や乾燥製材などの高品質な木材製品の安定的な生産体制づくりを進めます。
- 森林認証材の首都圏などでの利用促進や木質バイオマスのエネルギー利用の拡大など、多様な分野での木材利用を促進します。
- 大規模な木質バイオマス発電施設における原料の需要の増加に適切に対応するため、既存利用に影響を及ばさないよう、間伐などの森林整備に伴い発生する林地未利用材の安定的な供給体制づ

くりに関係者と連携して取り組みます。

- 新たに効果的な捕獲手法を開発するとともに、地域の関係機関が一体となったエゾシカ被害対策を進めます。

○ 木育の推進

- 木育活動のネットワーク化による木育運動の定着を図ります。
- 木育マイスターの活動を支援するための仕組みづくりを進めるとともに、道民の関心が高い食育や子育てと連携した木育イベントを開催します。

5　十勝連携地域

（1）森林・林業・木材産業等の特性と地域活動の取組

○ 特色ある森林等

- エゾマツ、トドマツなどの針葉樹とミズナラ、シナノキ、カンバ類などの広葉樹が混交する天然林のほか、全道でも有数の大規模なカラマツ人工林が広がっています。
- 十勝平野では大規模な畑作や酪農経営が展開されており、整然と配置された耕地防風林が、作物の四季折々の色彩とあいまって美しい農村景観を形成しています。
- 「大雪山国立公園」が位置するほか、新得町が「原生自然環境保全地域」に指定されており、エゾマツ、トドマツを主体とする原生的な森林地帯にシマフクロウ、クマゲラなどの希少な野生生物が生息・生育しています。
- 海岸では天然の湖沼群や砂浜などからなる海浜景観が形成されるとともに、防霧保安林などの海岸林が整備され、飛砂、潮害などから集落や農地を守っています。

○ 林業・木材産業等の特性

- 昭和初期からカラマツ造林が積極的に行われ資源量が豊富にあり、現在では主伐対象となる７齢級以上の面積が資源全体の約７割を占めることから、計画的な伐採及び造林が必要となっています。
- カラマツ人工林資源の適切な資源管理体制や高付加価値製品の生産体制の構築など、林業再生に向けた取組を進めています。
- 地域の森林整備の中核的な担い手である森林組合は広域合併が進められており、事業量の確保などを通じ経営の安定化に取り組んでいます。
- 製材工場の原木消費量の約８割がカラマツであり、カラマツを原料とする製材工場の割合が他地域に比べ高くなっています。
- 木材業者と設計者・工務店などが連携してカラマツなどの地域材を住宅部材として利用する取組や町営住宅に地域材を使用する取組が進められています。
- 地域材を森林土木工事や家畜敷料などとして利用しています。また、地域でのエネルギー利用に向けた木質ペレットやチップの生産が行われているなど、木質バイオマスの有効利用が進んでいます。

○ 地域活動の取組

- 十勝管内では、道有林が率先して森林認証を取得するとともに、市町村と森林組合が一体となって設立された「とかち森林認証協議会」によって一般民有林も森林認証を取得しています。
- 帯広市、本別町、上士幌町、新得町、池田町では、企業による森林づくりが進められています。
- サケの遡上する十勝川の下流部にある豊頃町では、「十勝川魚つきの森推進協議会」が主体となって、漁業関係者や地域住民によって、十勝川の豊かな自然を未来に引き継ぎ、魚の住みよい環境を後世に残すための植樹活動や清掃活動などを行っています。

（2）課題と森林づくりの取組方向

○ 地域の課題

- 長引く木材価格の低迷による造林意欲の低下や所有者の高齢化、後継者の不足といった要因等から、十勝管内には長期間更新されない伐採跡地が多く、その解消が急務となっています。
- 主伐期を迎えたカラマツは、大径材を生産できる状況となっていますが、製材としての利用は梱包材などの輸送用資材が主であることから、建築用材での利用も進めていくことが必要です。
- 既存の熱利用や農業資材用等の利用のほか、発電燃料用チップの需要が今後本格化することから、木質バイオマスを安定的に供給することが必要です。
- 地域住民による森林づくりを推進していくためには、木育マイスターや林業関係者、地域住民、行政が連携しながら取組を進めていくことが必要です。
- 民有林の防風保安林では、高齢で過密化した林分が多く、今後、台風等による風倒被害による保安林機能が低下する恐れがあることから、更新、整備手法の確立と普及を図ることが必要です。

○ 森林資源の循環利用の推進

- 十勝の代表樹種であるカラマツを中心とした林業・木材産業等の振興を図るため、カラマツ無垢材の建築用材での利用など、これまで利用の少なかった分野への利用方法の普及啓発を行うとともに、生産施設を整備することにより安定的な供給体制の構築に向けて取り組んでいきます。
- 森林認証材の供給体制を構築するため、管内の木材関連企業にＣｏＣ取得を働きかけ、認証材の普及・利用推進を図ります。
- 地域材の利用拡大を図るため、市町村等に対しての普及・ＰＲに努め、公共建築物等への利用を進めます。
- 木質バイオマスのエネルギー利用を推進するため、既存利用者に影響を及ぼさないよう間伐など森林整備に伴い発生する林地未利用材の安定的な供給体制づくりに関係者が連携して取り組みます。
- 造林作業など林業に就業する若者や女性などの人材を確保するため、管内の農業高校や林業関係者等と地域ネットワークを構築し、下刈りなど作業の軽労化や通年雇用化、就業体験支援など関係者と連携して取り組みます。
- 「大雪山国立公園」などのすぐれた自然環境や特色ある景観を形成する森林、希少な野生生物の生息・生育地となっている森林については、生物多様性の保全などに配慮した森林の整備・保全を進めます。

- 津波災害に減災効果のあった海岸防災林の改良計画策定に向け、調査・検討を進めます。
- 市町村森林整備計画実行管理推進チーム等を活用するなど地域関係者が一体となって、長期間更新されない伐採跡地の解消に向けた取組を進めます。
- 防風保安林の更新に向けた森林整備手法の確立・普及に向け、技術的な知見を有する試験研究機関と連携し、モデル地区を設置し更新方法の検証を行います。

○ 木育の推進

- 木育マイスター、企業やＮＰＯなどの民間、国や市町村、教育関係機関などと連携しながら、地域のニーズにあった活動を行い、次世代を担う子ども達や森林への関心の低い地域住民に木育の取組を進めます。
- 木工工作教室などの木育活動においては、十勝の代表樹種であるカラマツ材を使った製品等を積極的に使用し、カラマツ材の普及推進を図ります。
- 「浦幌町みらいの森」等の森林環境教育等を行うエリアについて、森林ボランティアや支援団体等と連携して環境整備を進めます。
- 森林が有する水源涵養、山地災害防止、温暖化防止などの機能が適切に発揮できるよう、企業や団体、漁業者などの連携による森林づくりを進めます。

６　釧路・根室連携地域

（1）森林・林業・木材産業等の特性と地域活動の取組

○ 特色ある森林等

- 釧路、根室管内には約 56 万 ha の森林が広がっており、一般民有林や国有林パイロットフォレストのカラマツ人工林と、国有林、道有林のトドマツの人工林が、利用期を迎えています。
- 北海道遺産の「根釧台地の格子状防風林」をはじめとした防風林、河川や湿原の周辺の河畔林、海岸沿いには魚つき保安林、防霧保安林などが、地域の基幹産業である酪農や漁業、住民生活を保全する森林として配置されています。
- 世界自然遺産の「知床」や、「阿寒国立公園」、「知床国立公園」、「釧路湿原国立公園」といった３つの国立公園、「風蓮湖・春国岱」「霧多布湿原」などの６つのラムサール条約湿地があり、シマフクロウ、オジロワシ、タンチョウ、イトウなどの希少な野生動植物が生息・生育する豊かな森林があります。

○ 林業・木材産業等の特性

- 豊富なカラマツ、トドマツなどの人工林資源を背景に、森林組合を含む林業事業体が、造林や下刈り、また、主伐や間伐などによる木材生産を行っています。さらに、林業事業体の中には、降雨による路面侵食の防止を図る構造を採用するなど維持経費の軽減をねらった路網整備や、高性能林業機械の稼動率向上に取り組んでいます。
- 製材工場をはじめ、チップ工場、合単板工場や製紙工場など様々な木材関連産業があり、梱包材、大規模な木造建築で活用される大断面集成材などのカラマツ製品のほか、フローリングなどの板材、製紙原料のチップなども製造されています。このほか、地域の基幹産業である漁業関連では

トドマツを原料とした魚箱、農業関連では木造牛舎資材やオガ粉などが生産されています。

- トドマツの枝葉を活用した空気を浄化する作用のある精油、カラマツ材を活用した学校用の机や椅子、床材などが開発されています。

○ 地域活動の取組

- 河川や湿原周辺に森林帯を設定し、主伐の作業種を択伐や 1ha 未満の皆伐とするなど、水質を保全し、漁業に配慮した事業を進めています。
- 世界自然遺産である知床では、河川工作物に魚道やスリットを設けるなど、海から川を遡上するサケ類などの生態系に配慮した事業を行っています。
- 森林認証に関するセミナーを開催するなど、環境に配慮した持続可能な森林経営の促進に向けて取り組んでいます。
- 別海町・中標津町・標津町の３町と根釧東部森林管理署が、民有林と国有林を対象として森林整備と保全にかかる協定を締結し、地域の基幹産業である農業と漁業を支える防風林や河畔林を連携して整備・保全するための取組が行われています。
- 白糠町では地域住民と連携して、津波エネルギーを緩和し減災を図る海岸防災林の造成を行っています。
- 全国有数の酪農地帯であることから、牛舎等でのカラマツ材の利用拡大に向けた取組を関係機関が連携して行っています。
- 民間企業と釧路総合振興局が包括連携協定を締結し、トドマツの利用促進と地域の活性化に向けた取組を進めています。
- 市町村や木育マイスター、教育関係者、ＮＰＯ法人などが、森林の観察や木工作などを通じて森や木にふれ親しむ木育イベントを開催しています。
- 各市町村では、地域住民や農協、漁協、ＮＰＯ法人などが連携し、チシマザクラ等を活用した緑化運動や河畔林の造成などを行うとともに、民間企業による植樹活動も展開されています。
- 北海道東部地域（オホーツク、十勝、釧路、根室）の推定生息数 22 万頭に及ぶエゾシカによる牧草や森林への被害を軽減するため、モバイルカリングの実施や囲いワナなどの設置による頭数削減に努めています。

（2）課題と森林づくりの取組方向

○ 地域の課題

- 管内の人工林は利用期を迎え、今後主伐が増える見込みであることから、次の世代の資源として造成するため、森林施業を集約化し効率的に実施するなどコストの低減を図り、伐採後、着実な再造林を行うことが重要です。
- 利用期を迎えたカラマツやトドマツの人工林資源を、地域の基幹産業である農業や漁業の関連分野や当地域所在の製紙工場の原料など、幅広く利用することが重要です。
- 今後、稼働が本格化する発電用施設など木質バイオマスのエネルギー利用に対して、原料となるチップ等を安定的に供給することが必要です。
- 世界自然遺産の「知床」や３つの国立公園、６つのラムサール条約湿地を擁する地域であり、希

少な野生生物の生息・生育地やすぐれた自然景観を保全するとともに、地域の基幹産業である酪農や水産業を支え、河川や海の環境を守ることが必要です。

- エゾシカによる農林業被害が依然として発生しており、関係機関が一体となって被害防止と捕獲に継続して取り組むことが必要です。

○ 森林資源の循環利用の推進

- コンテナ苗の導入や森林作業道の作設技術の向上、主伐や間伐の事業箇所をまとめる集約化など森林施業コストを低減する取組を進めます。
- 市町村、企業、森林組合、研究機関と連携して木材利用フォーラムを開催するなど、カラマツ・トドマツをはじめとする地域の森林資源を住宅や牛舎などに利用する取組を進めます。
- 地域において組織される森林資源の活用を検討する協議会等に参画し、林業・木材産業関連企業や一般企業と連携した地域材の利用を促進する取組を進めます。
- 木質バイオマスのエネルギー利用を推進するため、既存利用者に影響を及ぼさないよう、間伐など森林整備に伴い発生する林地未利用材の安定的な供給体制づくりに関係者と連携して取り組みます。
- 安全・安心を確保するため、治山施設の整備に取り組むとともに、道内各地の普及をめざす先駆的なモデルとなる住民参加による海岸防災林づくりを支援します。
- 世界遺産の知床国立公園、ラムサール条約湿地などすぐれた自然環境や景観を保全し野生動植物を守るため、河川や湿原周辺における森林では大規模な開発を抑制するとともに、治山ダムにスリットを設けるなど生物多様性の保全に配慮するほか、伐採などの作業を行うときには森林のかく乱を抑えるよう努めます。
- エゾシカによる森林被害を防止するため、被害状況を把握するとともに、侵入防止柵や忌避剤散布などの防除対策を実施するほか、猟友会などと連携したモバイルカリングの実施などによりエゾシカ捕獲を進めます。

○ 木育の推進

- 木育マイスター、企業やＮＰＯなどの民間、国や市町村、教育関係機関などと連携し、次世代を担う子どもたちを中心に、森や木材に対する理解を深める木育の取組を進めます。
- 企業やＮＰＯなどの民間等と連携し、豊かな海や川をはぐくむため、広葉樹による森林づくりなど河川や湿原周辺の環境や景観を保全する取組を進めます。
- 教育関係者や木育マイスターとの情報共有を図り、木育の取組内容の充実や人材の育成を進めます。

第６　計画の推進体制

１　推進体制

計画の具体的な推進に当たっては、市町村、地域の森林づくりに取り組む団体、また、本道の森林面積の過半を占める国有林との連携・協力を図るとともに、道民の自主的・積極的な取組を促進する観点から、道民の理解を得ながら進めることが重要です。

このため、市町村や関係する民間団体との連携を一層強化し、森林の資源管理や試験研究成果のフィードバックなど、森林所有者等への普及指導を促進するとともに、環境、水産業、景観、観光、アウトドア活動、教育等といった関係する庁内部局との横断的な連携を図り、森林づくりを取り巻く時代の変化に的確に対応し、効率的・効果的な施策の推進に努めます。

国有林との連携については、平成 25 年６月に知事と北海道森林管理局長が締結した「北海道の森林づくりに関する覚書」に基づき、本庁と北海道森林管理局で組織する「北海道林政連絡会議」や、総合振興局・振興局及び各事務所等で組織する「地域林政連絡会議」等において、路網の整備による効果的・安定的な木材の供給やエゾシカの被害の防止対策など具体的な連携施策の検討・調整を行います。

また、道民に対する定期的な意識調査や、総合振興局・振興局森林室における相談業務、ホームページの活用などにより、道民の意見聴取に努め、施策への反映を図ります。

２　推進管理

基本計画の実効性を確保するため、森林づくりを巡る情勢の変化等に対応した的確な施策の展開を図り、目標の実現に向けた施策の進捗状況や効果等を、毎年、点検・評価します。

この結果は、条例第８条の規定に基づき議会に毎年度報告するとともに、北海道森林審議会や森林づくりに取り組む団体、道民に対して広く公表します。

用語解説

ア　行

【ICT】
情報通信技術（Information and Communication Technology）。既に一般化しているIT（＝情報技術）とほぼ同義であるが、通信コミュニケーションの重要性を加味した言葉。

【魚つき林】
海岸、河川、湖沼の水面への森林の投影、養分の供給、水質の汚濁防止などにより魚類の棲息、繁殖を助ける役割を果たしている森林。

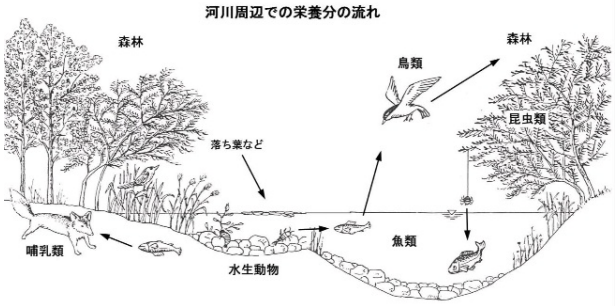

【枝打ち】
節のない良質な木材を生産するために枝を切り落とす作業。下層木や下層植生の生育のために林内の照度を確保する効果もある。

【FM 認証】
森林管理（Forest Management）の認証。森林認証制度のうち、持続可能な森林経営など一定の基準を満たす森林を認証するもの。

【お魚殖やす植樹運動】
「百年かけて百年前の自然の浜を」を合い言葉に、北海道漁業協同組合女性部連絡協議会が全道の漁協女性部に呼びかけ、昭和 63 年から進めている植樹運動。

【オホーツク木のプラザ】
オホーツク圏の森林、木材に関連する産業の振興を図るため、木材・木製品の販路拡大や生産技術向上、森や木を活用した街づくりや生活・文化の創造を推進していくため北見市内に設けられている施設。

カ　行

【海岸防災林】
暴風、飛砂、潮風、高潮、濃霧などを防いで、沿岸の災害を防止し、生活環境の改善に役立っている海岸部の森林の総称。
海岸防災林として造成されているものは、森林法による保安林のうち、飛砂防備保安林、防風保安林、潮害防備保安林および防霧保安林の 4 種類。また、海岸部の保安林は、魚つき保安林、航行目標保安林のほか、風致保安林、保健保安林に指定され、美しい景観を維持している森林もある。

○ 飛砂防備保安林
風衝を防いで飛砂の発生を防止するとともに、飛砂を捕捉・堆積して内陸部に侵入するのを防止する。

○ 防風保安林
風速を緩和して暴風、潮風、風食などを防ぎ、沿岸地域の植物などの損傷と生理的障害を防止・軽減する。

○ 潮害防備保安林
樹幹によって侵入する波のエネルギーを抑え、津波、高潮の被害を軽減する。また、強風時の空気中の海塩粒子を捕捉するとともに、風速の緩和によって塩害、潮風害を防止する。

○ 防霧保安林
霧の移動阻止と霧粒子の捕捉によって内陸部の生活環境を保護する。

【間伐】
林木の成長に伴い過密になった森林において、一部林木を伐採し密度を調整する作業。

【北の木の家】
北海道木材産業協同組合連合会により認定を受けた、適切に管理された道内の森林から生産された木材を利用した住宅。

＜認定の主な要件＞
・道内の森林から伐採（産地が証明）された木材を使用していること（使用量は、延べ床面積 1 ㎡あたり 0.1 ㎥以上）
・道産木材は、全て合法性が証明されていること
・構造用材にあっては、JAS 認定を受けていること

【木の文化】
暮らしと森林・木材が深く関わり、森林から供給される木材を、工夫を凝らし愛着を持って、住宅、家具、日用品など様々な形で暮らしに活かすこと。

【経木】
木材を大きなカンナ状の機械にかけて薄く削りとった板。経木から弁当箱や菓子箱などの折箱が作られる。

【郷土樹種】
それぞれの地域の気候や立地環境に適応し自然状態で分布している樹種。

【クラウド】
インターネット上のサーバを利用して、ソフトウェアやデータベースなどの膨大な情報・サービスを活用する利用形態のこと。

【クリーンラーチ】
グイマツの精英樹「中標津５号」である母親（母樹）と、カラマツの精英樹である父親（花粉親）を交配したグイマツ雑種Ｆ１の特定品種の一つ。カラマツよりも初期成長が早い、真っ直ぐに育つ、木材の強度が優れることなどが特徴。平成 25 年 10 月に、母樹「中標津５号」が間伐等特別措置法で定める特定母樹に指定された。

【軽労化】
作業にあたり、人の身体にかかる負担と疲労を軽減すること。
（例）下刈りや地拵えなどの造林作業において、自走下刈機等の小型機械や、アタッチメントを装着した大型重機などを活用し、人の手による作業の負担や疲労を軽減すること。

【げんきの森】
子どもたちの「生きる力」を育てることをねらいとして、様々な体験活動を行い、また、自由に遊ぶことのできる森林として市町村に設定した森林。

【減災】
災害時において発生し得る被害を最小化するための取組

で、「防災」が被害を出さない取組であるのに対して、「減災」とは、あらかじめ被害の発生を想定した上で、その被害を低減させていこうとするもの。

【原生自然環境保全地域】
人の活動の影響を受けることなく原生の状態を維持している区域として自然環境保全法に基づき指定されている地域。

【現場管理責任者】
作業班員を指導して、間伐等の作業の工程管理等ができる人材。

【高性能林業機械】
立木の伐倒や枝払い、玉切り、集材など、森林での丸太生産の行程を複数処理する作業性能の高い機械の総称。

枝払い：伐採した樹木の枝葉を幹から切り落とすこと。
玉切り：枝払いした幹を一定の長さに切断して丸太にすること。
集材　：丸太などを輸送に便利な地点まで集めること。

（主な高性能林業機械）

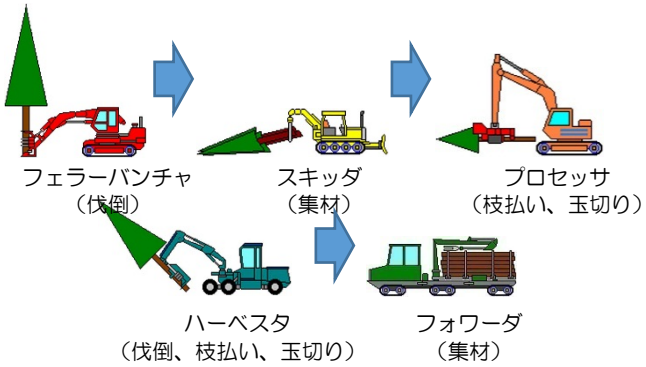

【合板】
単板の繊維方向（木目の方向）を一枚ごとに直交させて奇数枚重ね、接着剤で接着した板。

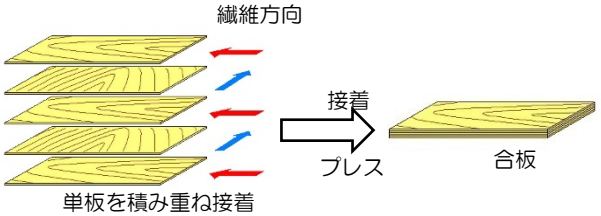

【合法木材】
国や地域における森林に関する法令に照らし、伐採の手続きが適切に行われていることが証明された木材のことで、道内では、北海道木材産業協同組合連合会などの認定した事業体が証明。

【コンテナ苗】
硬質樹脂等で作られたコンテナ容器で育苗された根鉢付きの苗木。普通の苗（裸苗）は芽の成長が休止している春と秋に植栽するのに対し、コンテナ苗は根に培地がついている状態で植栽することから、植栽時期が延長できる、植栽作業に熟練を要しないなど、多くの効果が期待されている。

サ　行

【採種園】
種子の採取を目的とした樹木園。成長や形質に優れた樹木が植栽されており、遺伝的性質の良い種子を生産することが期待される。

【里山林】
都市や集落の近くに広がり、人々の様々な働きかけを通じて維持、管理されてきた森林で、身近にあって、地域の生活に深く関わってきた森林。

【山地災害危険地区】
山地から発生する山腹の崩壊、地すべり及び崩壊土砂の流出などによって、人家や公共施設などに直接被害を与えるおそれがある地区について調査を行い、地形地質等が一定の基準以上の危険度であると判定した地区

【ＣＬＴ（直交集成板）】
ひき板の層を板方向が直交するように重ねて接着したパネル状の木材。鉄筋コンクリート造りと比べ、軽量で同程度の強度が確保できることから、建築物への活用が期待されている。

【ＣｏＣ認証】
加工・流通過程の管理（Chain Of Custody）の認証。森林認証制度のうち、木材・木製品が消費者に届くまでの各段階において、認証森林から生産された木材・木製品を区別して取り扱う体制であることを認証するもの。

【持続可能な森林経営】
森林生態系の健全性を維持し、その活力を利用して、人類の多様なニーズに永続的に対応できるような森林の取り扱いを行おうとする考え方。

【下刈り】
植栽した苗木の生育を妨げる雑草や灌木を刈り払う作業。一般に植栽後の数年間、雑草や灌木が成長する春から夏の間に行う。

【市町村森林整備計画】
森林法に基づき市町村長が市町村内の民有林について、５年ごとに作成する１０年間の計画。

【集成材】
ひき板を必要な巾、厚みに接着した木材。

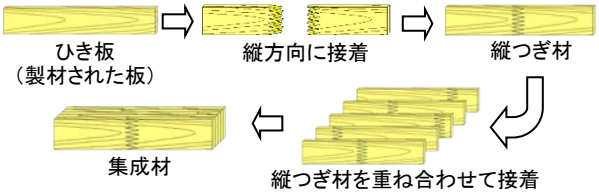

【針広混交林】
トドマツ、エゾマツなどの針葉樹とミズナラ、イタヤカエデなどの広葉樹が混じり合って成立している森林。

【人工林】
人手による植栽などを行い成立した森林。

【森林愛護騎馬隊】
道有林をフィールドにした森林巡視を兼ねて行うホーストレッキング等の活動を通じ、森林づくりや森林愛護の普及啓発等に協力する馬事活動団体。

【森林インストラクター】
森林を利用する一般の人に対して、森林や林業に関する適切な知識を伝えるとともに、森林の案内や森林内での野外活動の指導を行う者。一般社団法人全国森林レクリエーション協会が認定。

【森林環境教育】
森林内での様々な活動体験等を通じて、人々の生活や環境と森林との関係について理解と関心を深める教育プログラム。幅広い国民の参加による森林づくりの促進や人と森林とが共生する循環型社会の形成のほか、子どもたちが

自ら学び考えることによって「生きる力」を育むことを目指すもの。

【森林組合】
森林所有者を組合員とする協同組織として、森林組合法に基づいて設立された協同組合。組合員の所有森林に対する林業経営の相談や森林管理、森林施業の受託、林産物の加工・販売、森林保険などの業務を実施。

【森林経営計画】
森林法に基づき森林所有者や森林所有者から森林の経営の委託を受けた者が、対象となる森林について、造林や伐採、森林の保全などに関してたてる５年間の計画。

【森林資源の循環利用】
森林の有する多面的機能を持続的に発揮するために、森林づくりと産出される木材の利用を循環的に行うこと。

【森林室】
道有林の整備・管理、森林施業技術などの普及指導、木育を通じた協働による森林づくりの推進等を行っている組織。全道に 17 箇所の森林室がある。

【森林生態系保護地域】
国有林野のうち森林生態系を維持し、動植物の保護、遺伝資源の保存、学術研究などに資するとともに、これらの森林を後世に引き継ぐことを目的に設定された原生的な天然林。

【森林整備】
造林、下刈り、間伐などの森林施業や森林に被害を与える森林病害虫等の防除、森林の手入れのために必要な路網の整備などにより森林を育成すること。

【森林施業】
森林を維持・造成するための伐採、造林、保育など種々の作業を組み合わせ、生産や保全などの目的に応じた森林の取扱をすること。

【森林施業の集約化】
小規模森林所有者の森林を取りまとめて、森林施業を行うこと。

【森林施業プランナー】
地域の森林所有者の森林を取りまとめ、森林施業の方針や事業収支を示した施業提案書を森林所有者に提示し、施業実施の合意形成を図るとともに、森林経営計画の作成・実行管理の中核を担う人材。

【森林づくりを進めるための指針】
道民、森林所有者及び事業者が協働して森林づくりに取り組むことができるよう、森林づくりに関する様々な取組や具体的な方法を示した自主的取組を促すガイドライン。北海道森林づくり条例第１０条に基づき道が策定する。

【森林の有する多面的機能】
国土の保全、水源の涵（かん）養、自然環境の保全、地球温暖化の防止、林産物の供給等の森林の有する多面にわたる機能。

【森林認証制度】
独立した第三者機関が一定の基準等を基に、適切な森林管理や持続可能な森林経営が行われている森林や木材流通・加工業者を認証し、それらの森林から生産された木材・木材製品へラベルを貼り付けることにより、消費者の選択的な購買を通じて、持続可能な森林経営を支援する取組。
現行の制度としては、世界レベルの認証制度である FSC（森林管理協議会）や PEFC（森林認証プログラム）、我が国独自の認証制度で、PEFC に加盟している SGEC（「緑の循環」認証会議）などがある。

【生物多様性】
それぞれの地域の自然環境に応じた様々な生態系が存在すること。また、生物の種間及び種内に様々な差異が存在すること。

【施業の集約化】
→「森林施業の集約化」参照

【造林】
人為的な方法で、目的に合わせて森林を造成すること。植栽による方法と天然力の活用による方法がある。

【素材生産】
森林で素材（丸太）を生産することで、樹木の伐倒、枝払い、集材、玉切りまでの工程。

タ　行

【地球温暖化】
温室効果ガス（二酸化炭素、メタンなどの気体）が大気中に増加することにより、地表から放射される熱が吸収され、大気が暖められ地球の気温が上昇すること。

【地球環境問題】
地球の温暖化、オゾン層の破壊、酸性雨など、地球的視野に立って取り組まれるべき環境問題。

【地材地消】
地域で生産された木材・木製品を地域で有効活用することで、輸送距離の短縮に伴う二酸化炭素排出量の低減や、地域産業の活性化など、環境面と経済面でのメリットがある。

【治山事業】
山崩れ、土石流、地すべりなどの山地災害から住民の生命・財産を守ることや森林が持つ水源涵（かん）養機能を高めるなど、安全で安心な生活環境の保全を図る事業。

【中核森林組合】
地域森林管理の担い手として森林所有者の負託に十分に応え得る健全な経営体制を要件として北海道が認定した森林組合。

【提案型集約化施業】
森林組合等が、森林施業の方針・施業に必要な経費・林産物の販売見込額等を含む具体的な施業プランを作成して、森林所有者に提案し、森林施業を受託・集約化する取組。

【天然林】
主として天然の力により成立した森林。

【道民の森】
自然や森林とふれあい、自然と共に生きる心を培うことを目的に、当別町と月形町にまたがる道有地約12,000ha の中に６つの地区を設けている森林総合利用施設。

【特定分野別計画】
「北海道総合計画」が示す施策の基本的な方向に沿って策定、推進する特定の分野における施策の基本的な方向等を明らかにする計画。

【特用林産物】
食用の「しいたけ」「えのきたけ」及び「ぶなしめじ」等のきのこ類、樹実類及び山菜類等、非食用のうるし及び木ろう等の伝統的工芸品の原材料並びに竹材、桐材及び木炭等の森林原野を起源とする生産物（一般に用いられる木材を除く。）の総称。

ハ　行

【パイロットフォレスト】
木材生産力の増大、林業の導入による農業の経営多角化、気象の緩和や水資源の涵（かん）養等の発揮を目的とし、昭和３２年から昭和４１年にかけて、国有林が根釧地域の原野に造成した約８千 ha の森林。

【伐期】
林木が成熟して伐採時期に達した時の樹齢。

【パリ協定】
2015 年 12 月に COP21 で採択され、2016 年 11 月に発効した地球温暖化防止に関する新たな国際的枠組。長期目標として、世界的な平均気温の上昇を産業革命前に比べて 2 度より十分低く保つとともに、1.5 度以内に抑える努力をすることを掲げ、全ての国が 5 年ごとに削減目標を提出・更新する仕組みなどを規定。

【フォレスター】
国家資格である「森林総合監理士」の通称。市町村森林整備計画の策定・実行管理等への指導・支援を通じて、長期的・広域的な視点に立って地域の森づくりの全体像を示すとともに、市町村や地域の林業関係者等への技術的支援を的確に実施する人材。

【フォレストワーカー】
林業作業に必要な基本的な知識、技術・技能を習得し、安全な作業ができる人材

【複層林】
複数の樹種や異なる林齢の樹木により構成された森林。

【不在村所有者】
所有している森林の所在地とは異なる市町村に居住している森林所有者。

【保安林】
水源の涵（かん）養、土砂の流出その他災害の防備、レクリエーションの場の提供など特定の公共目的を達成するため、森林法に基づき一定の制限（立木竹の伐採、土地の形質の変更などの制限、植栽の義務）が課せられている特定の森林。

【保育】
健全な森林を育成するために植栽から伐採までの間に行う、下刈り、つる切り、除伐、間伐などの作業。

【北海道遺産】
北海道の豊かな自然やそこに住む人々によって築き上げられた歴史、文化、産業、生活など様々な価値の中から、北海道独自の視点と道民参加で選ぶ、次世代に引き継ぎたい有形・無形の財産。平成１３年度に第１回選定分として２５件、平成１６年度には第２回選定分として２７件の北海道遺産を決定・公表。

【北海道地域材利用推進方針】
「公共建築物等における木材の利用の促進に関する法律」第８条３項に基づき、北海道で定めた方針（平成 23 年 3 月 22 日策定）。公共建築物における地域材の利用の促進に関する基本的な考え方及び道が整備する公共建築物における地域材の利用の基準並びに公共建築物以外での地域材の利用の促進に関する基本的な考え方を定めている。

【北海道の森林づくりに関する覚書】
北海道の国有林と民有林の協力・連携を一層強化し、百年先を見据えた多様で豊かな森林づくりを進めるため、北海道森林管理局長と北海道知事の間で平成 25 年 6 月に締結した覚書。

【北海道林業事業体登録制度】
森林所有者等が森林整備を実施する際、明確な情報に基づいて林業事業体を選択できるようにするとともに、適切な森林施業を行い、労働安全衛生管理に努める健全な林業事業体の育成を図り、もって北海道の森林の整備に資することを目的とした制度。

マ　行

【緑の回廊】
野生生物の多様性を保全し、豊かにするため、その生息・生育地の拡大と相互交流を促すため、森林生態系保護地域などの保護林を相互に連結した野生生物の移動経路。

【緑の少年団】
緑化活動を通じて自然の学習や自然を守り育てる奉仕活動を実践する子供たちの自主的な団体。

【無垢材】
接着剤を使わずに、丸太から製材加工したままの状態で使用する木材のこと。
集成材の対義語として使われることもある。（「集成材」参照）

【無立木地】
樹木の生育していない林地。過去に伐採され、そのまま放置されている林地や気象条件などにより樹木の生育に適さない林地。

【木育プログラム】
木育を伝えるために作成する計画表。アクティビティ（活動）によりねらいを達成でき、参加者が楽しく興味がつきないような流れを意識して、組み立てたもの。

【木育マイスター】
森林体験や木工体験など木育活動の企画立案や指導、アドバイス、コーディネートができる人材で、北海道が認定する木育の指導者。

【木質バイオマス】
「バイオマス」とは、生物資源（bio）の量（mass）を表す言葉であり、「再生可能な、生物由来の有機性資源（化石燃料は除く）」のことを呼び、そのうち、木材に由来するものをいう。樹木の伐採や造材時に発生する枝･葉や未利用間伐材などの林地未利用材、製材工場などから発生する樹皮やオガ粉のほか、街路樹の剪定枝や住宅の解体材などがある。

【木質バイオマスエネルギー】
森林に由来するバイオマス（bio:生命・生物 mass:集まり）から得られるエネルギー。石油などの化石燃料に比べて森林バイオマスは循環的に利用できるため、地球温暖化防止の視点から優れている。

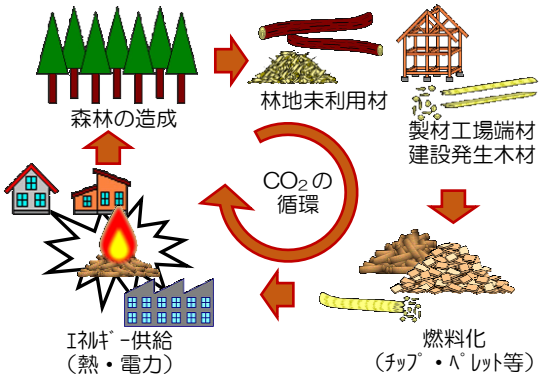

【木質ペレット】
林地未利用材や製材工場から発生する端材、オガ粉などを円筒状（直径 6～10mm、長さ 10～30mm）に圧縮成型した固形燃料。化石燃料の使用量を減らすことができるバイオマスエネルギーとして注目。

ヤ　行

【予防保全型維持管理】
老朽化等による機能の低下が軽微である早期の段階に予防的な補修・機能強化等を実施する維持管理

ラ　行

【リスクアセスメント】
林業事業体の作業現場で、労働災害が発生しそうな危険なところ（リスク）を前もって全般的に洗い出し、事前にどれくらい危険かを体系的に評価（アセスメント）し、その評価の大きさに従って対策を実施すること。災害発生の原因を根本から無くし、ケガのない職場づくりをすることを目的とした手法。

【リモートセンシング】
対象を遠隔から測定する手段であり、人工衛星や航空機などから地表面付近を観測する技術。

【林業事業体】
森林所有者からの受託または請負等により、森林の造成・育成や木材の生産などを行う森林組合、造林業者、素材生産業者等の事業体。

【林業労働者】
造林、素材生産、種苗生産及びこれに付随する作業に従事する労働者。なお、「林業就業者」は、国勢調査で把握される者のことで、調査年の９ 月末１ 週間に主として林業に従事した者。

【林地台帳】
統一的な基準に基づき、市町村が森林の土地の所有者や林地の境界に関する情報を一元的に記載した台帳。

【林地未利用材】
立木を伐採して丸太にする過程で発生する枝葉、木の根元や先端部及び伐採後に森林外に搬出されない間伐材等の林地内に残された未利用資源のこと。

【林地流動化】
森林の管理・経営の意欲がない所有者から、意欲のある者へ森林の所有権の移転を進めること。

【路網】
森林の管理や整備、林産物の搬出、森林レクリエーションなど、森林へのアクセスに利用される道路のネットワーク。主に林道（幹線、支線）と森林施業のために使用する林業専用道、森林作業道で構成。